

000700-000-3

210, 12-Ki281.z

神皇正統記

大久保 初雄/注

M33

ACB-1558



神皇正統記

大久保初雄先生補註

圖書出版株式會社藏版



210.12K 28/20

はしあか

いたしへのりの文にしていまの世にもてきあはるるふみ
 のむとあらはいにしへのりにて世にもてきあはるるふみ
 くまでよくあらびてよくよりよくあらふとせいのぞの
 ぞよくをよくはらばをよくよりよくあらふとせいのぞの
 へのりのみやびなるふみゆくことまゝいひたのよくしてむ
 この神皇正統記てふものを北畠親房卿のまぶこるもてもの
 せらまたる書にして神器の授受の大興皇位の繼紹の尊嚴な
 るまをらなり神代より南北朝までの世々のあとうの
 ことどうべしまた親房卿の南朝の振をさると憤り給ひて勤
 王の士といさなをたらさるものなめきはしらすを盡忠
 愛國の心とあこころしむるにいたるなり刺し文をまやびなる



237136

ものにて人の耳にわめりもしまなびやすきもすめまはこの
書にならびたるものなめらまことれば耳達きこらばらこ
き古き言の葉の連なりたるまいまの世のいやすきにする
むときにも良めらまはれこの難きとけてあごこもちある
べきめといふにみちあり本書によるにしくいなめらまこ
れよくみてよくえらびてまなばはなごてめさつばらま
しおのれ近頃世に行いれる文とまるにくさくのものあり
て一に定らまとりどりとなれるといたくうれたき事とおも
ひめくらすものめら本書ときさき文体とめくのおほくさま
ほしうなむと補註と加へ世に出しつるなり

明治廿六年五月

大久保初輝志る

凡 例

- 一 本書は徳育の助けとなさんとたれら故に
ものせりこれ愛國心をたこすことあるべ
ければなり
- 一 本書は普通國文の模範ともなるべきもの
なれば刊行せり
- 一 本書中文義の解さめたきには上欄に註を
施せり
- 一 本書中梵語多に見ゆればそまた上欄に
註を施せり

一本書は文字の中の甚だしき誤謬は悉く訂正せり
 一本書は語法の規則に適はざる所あれば訂正せり
 一本書の巻首に北畠親房卿の小傳をあらぐべきなれどこはみな人の知り得ることなり
 またこの書を讀む人は必ず卿の人となりを知ると得べければ省きつ

明治廿六年五月

著者 識

補註神皇正統記目次

凡論	一
神世七代	五
天照大神	三三
忍穗耳尊	三〇
瓊々杵尊	三一
火々出見尊	三八
葦不合尊	四二
神武天皇	四四
綏靖天皇	四九
安寧天皇	五〇
懿德天皇	五〇
孝昭天皇	五〇
孝安天皇	五二

孝靈天皇	五一
孝元天皇	五三
昭化天皇	五三
崇神天皇	五四
垂仁天皇	五五
景行天皇	五六
成務天皇	六一
仲哀天皇	六二
神功皇后	六三
應神天皇	六六
仁德天皇	七三
履中天皇	七五
反正天皇	七五

允恭天皇……………七五
 安康天皇……………七五
 雄略天皇……………七七
 清寧天皇……………八〇
 顯宗天皇……………八〇
 仁賢天皇……………八一
 武烈天皇……………八一
 繼體天皇……………八三
 安閑天皇……………八六
 宣化天皇……………八六
 欽明天皇……………八六
 敏達天皇……………八八
 用明天皇……………八九
 崇峻天皇……………八九

推古天皇……………九〇
 舒明天皇……………九三
 皇極天皇……………九四
 孝德天皇……………九六
 齊明天皇……………九七
 天智天皇……………九九
 天武天皇……………一〇〇
 持統天皇……………一〇二
 文武天皇……………一〇二
 元明天皇……………一〇四
 元正天皇……………一〇五
 聖武天皇……………一〇五
 孝謙天皇……………一〇七
 淳仁天皇……………一〇八

稱徳天皇……………一〇八
 光仁天皇……………一一三
 桓武天皇……………一二四
 平城天皇……………一二六
 嵯峨天皇……………一二七
 淳和天皇……………一三三
 仁明天皇……………一三三
 文徳天皇……………一三三
 清和天皇……………一三三
 陽成天皇……………一三九
 光孝天皇……………一四〇
 宇多天皇……………一四五
 醍醐天皇……………一四九
 朱雀天皇……………一五二

村上天皇……………一五五
 冷泉天皇……………一六三
 圓融天皇……………一六四
 花山天皇……………一六四
 一條天皇……………一六五
 三條天皇……………一六七
 後一條天皇……………一六七
 後朱雀天皇……………一六九
 後冷泉天皇……………一六九
 後三條天皇……………一七〇
 白河天皇……………一七一
 堀河天皇……………一七五
 鳥羽天皇……………一七六
 崇徳天皇……………一七七

近衛天皇	一七八	四條天皇	二〇三
後白河天皇	一七八	後嵯峨天皇	二〇四
二條天皇	一八二	後深草天皇	二〇九
六條天皇	一八六	龜山天皇	二一〇
高倉天皇	一八七	後宇多天皇	二一一
安徳天皇	一八九	伏見天皇	二一六
後鳥羽天皇	一九〇	後伏見天皇	二一七
土御門天皇	一九七	後二條天皇	二二八
順徳天皇	一九八	花園天皇	二二八
仲恭天皇	一九九	後醍醐天皇	二二九
後堀河天皇	二〇二	後村上天皇	二五九

目次終

補註神皇正統記

北畠親房卿著
大久保初雄補註

○國天時日其日妙曰
○神正統如山嶽者其神
○皇正統如山嶽者其神
○神正統如山嶽者其神
○皇正統如山嶽者其神
○神正統如山嶽者其神
○皇正統如山嶽者其神
○神正統如山嶽者其神
○皇正統如山嶽者其神
○神正統如山嶽者其神
○皇正統如山嶽者其神

大日本は神國なり。天祖はじめて基とひらき、日神長く統を傳へたまふ。我國のみこの事あり異朝にはその類なし。この故に神國といふなり。神代には豊葦原千五百秋瑞穂國といへり。天地開闢のはじめよりこの名あり。天祖國常立尊、陽神陰神に授け給ひし勅に聞いたり。天照大神、天孫尊に譲りましまし、にみこの名あれば根本の號なりとは知りぬべし。又ハ大八州國といへり。これは陽神陰神この國を生したまひしハの島なりしにりて名づけられにけり。又は耶麻士といふ。これハ大八洲の中津國の名なり。第八にあたるたび、天御虚空豊秋津根別といふ

補註神皇正統記

○扶桑國 南史曰、扶桑在大國之東二萬里、在國之東、其土多扶桑木、故以爲名と見たり

○内典 佛法書に有らざるものは外典といふより佛書を内典といひたるなり

○四大洲は東弗提提、西羅耶尼洲、南瞻部洲、北俱盧洲をいふ
○回天時史曰正統記作明國體正名分實爲神州
○嗚呼幸如准后孫佛之聚此邦說之惑世習俗之移人可畏哉とありたり
○七由旬 一本七百由旬に作る、或説に我一里十七町二十間なりといへり

○震旦は即ち漢土にして、西河以東を指すなり

○南部は大和國の奈良といふ
○護命僧正は元興寺の住僧にして、護國天皇の頃の人なり
○北嶺は山城國の比叡山をいふ
○傳教大師は延暦寺の開基にして護命と同時代の人なり

○初は地誌にて年月を經過する時期の稱なり

の中に、扶桑の木あり、日の出るところなりと見えたり。日本も東にあれば、よそへつてらるる。此國にの木ありといふことなきえねばたしむる名にあらざるべし。凡内典の説も、須彌といふ山あり。この山を廻りて、七の金山あり、其中間は、みな香水海なり。金山の外に四大海あり、この海中に四大洲あり。洲ごとに、また二つの中洲あり。南洲をば瞻部といふ。同じことはの輪なり、これは樹の名なり。南洲の中心に、阿耨達といふ山あり。山の頂に池あり。阿耨達といへるは、外書に阿耨達といへるは、即此山なり。池のめたはらよ此樹あり。めぐり七由旬、高き百由旬なり。一由旬とは、四十里なり、六尺を一歩にす。三百六十歩を一里とす。此里をもつて由旬を計るべし。此樹、州の中心にありて、尤も高し。依て州の名とせり。阿耨達山の南は大雪山、北は葱嶺なり。葱嶺の北は胡國、雪山の南は五天竺、東北によりては震旦國、西北にあたりては波斯國なり。此瞻部州は、縦横七千由旬、里をもつて

計されば、二十八万里、東海より西海にいたるまで、九万里、南海より北海にいたるまで、また、九万里、天竺は正中によれり。よつて瞻部の中國とせり。地のめぐりまた九万里、震旦ひろしと雖とも五天にならぶれば、一邊の小國なり。日本は、この土をばなれて海中にあり。南部の護命僧正、北嶺の傳教大師ハ、中州なりとするされたり。このらば南州と東州との中なる。遮摩羅と云州なるべきにや。華嚴經に、東北の海中に山あり、金剛山といふとあるは、今の大倭の金剛山の事なりとす。されば此國は、天竺よりも震旦よりも東北の大海の中にあり。別州にして、神明の皇統をつたへ玉へる國なり。たなじ世界の事なれば、天地開闢のはじめは、いつくもかハるべきならぬと、三國の説にのく異なり。天竺の説にハ世のはじまりを劫初といへり。劫は、成住壞空の四あり、名共の増減あり、一増一減を一小劫といふ。二十の増減を一中劫といふ、四十をばせて一大劫とす。

○證果の聖者は得たま
 たりを聞きたる人をさ
 すなり
 ○摩訶首羅天王を俗間
 にてまじゆら王といふ
 また大自在天と稱す

○一四天は天下の四分
 の一の義なり
 ○四地は東西南北をい
 ふ
 ○業力は因縁力といふ
 にあらず

○異書の説 とい三五
 層に居たるといふ
 にや、同書曰、天地混沌
 如雞子、盤古生其中、萬
 八千歲天地開闢、積石
 為天、日月九變、神於天
 聖於地、天日高一丈、地
 日厚一丈、積古日長一
 丈、如此者八千歲、天數
 極高、地數極深、盤古積
 長、後乃有三皇と見ゆ
 たり

○五天竺 東南西北の
 四天竺に中天竺を加へ
 ていふなり

々の水災を経て、大風災ありて、第三禪まで壞す。これを大の三災
 といふなり。第四禪以上にも、内外の過患あることなし。此四禪の
 中よ五天あり。四ハ凡夫の住所、一は淨居天として、證果の聖者の住
 所なり。此淨居とすきて、摩訶首羅天王の宮殿あり。大自在天、色界の頂
 頂に居して大千世界を統領せり。天のひろきかの世界にわたれ
 り。梵宮は一四天下のなるさなり此上に無色界の天あり。また四地をわけてり
 といへり。これらの天は小天の災に逢ふといへども、業力に際限
 あつて、報ひ盡なば退没すべしと見えたり。震旦ハことに書契を
 事とする國なれど、世界建立といへることたしかならず。儒書に
 は、伏羲氏といふ王より、あなたをといはざ。但異書の説に、渾沌未
 分のかたち、天地人のはじめをいへるは、神代のおこりよ相似た
 り。或ハまた盤古といふ王ありて、日、日月となり、毛髮ハ草木と

なるといへることあり。それより下つめた、天皇、地皇、人皇、五
 龍等のもろくの氏、打續きてたほくの王あり。その間數万歳を
 經たりといひき。我朝のはじめは、天神の種をうけて、世界を建立
 するすがたは、天竺の説に似たる方もあるにや。されどもこれは、
 天祖よりこのかた繼躰たがはずして、唯一種にましますこと、天
 竺にもそのたぐひなし。かの國のはじめの民主王も、衆のために
 撰ひ立られしより相續せり。また世くだりて、ハラの種姓もおほ
 くほろぼされて、勢力あれば下劣の種も國主となり、あまごへ五
 天竺を統領するや、おらもありき。震旦またことさらみだり、おほ
 しき國なり。むじし世すなほに道たしかりとときも、賢をえら
 ひて授くる跡ありしにより、一種をきたむることなし。乱世にな
 るま、ちかちかどつて國をあらそふ。おほれは民間よりいで

○神國の御誓 日本紀曰。天照大神降臨於天孫。天孫降臨於地上。是謂神代。神代以後。天皇即位。是謂人代。神代與人代之間。有間。此間之神。皆天孫之裔也。天孫降臨之時。神國與天孫。亦隨之而降。此神國之神。皆天孫之神也。神國之神。與天孫之神。合而為一。此神國之神。即天孫之神也。神國之神。與天孫之神。合而為一。此神國之神。即天孫之神也。

○此の神は 天照大神の御誓。神國の神。皆天孫之神也。神國之神。與天孫之神。合而為一。此神國之神。即天孫之神也。神國之神。與天孫之神。合而為一。此神國之神。即天孫之神也。

○國常立尊 此神は 天照大神の御誓。神國の神。皆天孫之神也。神國之神。與天孫之神。合而為一。此神國之神。即天孫之神也。神國之神。與天孫之神。合而為一。此神國之神。即天孫之神也。

くらぬに居たるもあり。我狄よりおこりて國をうばへるもあり。或は累世の臣とまて。その君をしのぎ。つるに譲りを得たるもあり。伏儀氏の後。天子の氏姓を替たるとす。てに三十六。亂のはなはだし。いふたらしるものさや。唯我國のみ天地ひらけ。初めより。今の今日にいたるまで。日嗣を授たまふ事。よことまなひ。ず。一種姓の中。にわきても。おのづから傍より。つたたまひし。す。猶正に道ありて。たまたまし。これし。おまら。神明の御誓ひ。あらたにして。餘國にことなる。べきいはれなり。そ。く。神道のこと。を。たやす。顯。いと。こと。あれ。根元を知らざれば。みだり。い。端。なりぬ。その。つ。く。は。ため。い。勅。侍り。神代より正理にて受傳。いはれ。宣ん。こと。常に。こと。は。せ。し。れば。

神皇正統記とや名づけたるべき。夫、天地いまだ分れざりし時、渾沌として圓れること、雞子のごとく、くぐりて牙とぞふくめりき。これ陰陽の元初未分の一氣なり。その氣はじてわかれて、清く明らくなるはたなびきて天となり。おもく濁れるはついできて地となる。その中に一物なれり出たり。またち葦牙のごとし。即ち化して神となりぬ。國常立尊と申す。または天御中主の神とも号し奉る。此神に、水火木金土の五行の徳にてまさせり。まづ水徳の神にあらはれたまふを國狹槌尊といひ。次に火徳の神を豊斟淳尊といふ。天の道ひとりなす。ゆゑに純男よてましまり。次に木徳の神を暹土養尊。沙土養尊といひ。次に金徳の神を大戸之道尊。大苦邊之尊といへり。次に土徳の神を面足尊。惶根の尊といひ。天地の道相まじはりて。れのく陰陽のあたもあり。然れ

天地之中生一物狀如
牙能化爲神國常立

○聖原千五百秋瑞穂
國とは十分の瑞穂の瑞穂
て原となり多の瑞穂の
かふる所のみづみづし
ふなり
○天璣矛とはうるはし
き玉のつきたる矛をい
ふなり
○天浮橋 丹後島土記
曰天浮橋 丹後島土記
石長二里此海有長大
或九丈以下或十丈廣
丈以下先名佛立後名
志以九丈下名佛立後
別立三丈下名佛立後
問伏三丈下名佛立後
○取島 日本紀私
記曰取島 日本紀私

○八尋の殿 八尋は爾
の殿にて八尋と云ふ
く廣大なる殿をいふ

○垂仁天皇の御宇に云
々 垂仁天皇の御宇に云
大倭國倭姫命 曰是神
伊弉諾國也 曰常世之
國也 其國是國 故曰
大倭國 其國是國 故曰
大倭國 其國是國 故曰

○神宮を越えられしは
垂仁天皇の二十五年な

○龍田神ハ風神ナリ
延喜式曰大和國平群
郡龍田坐天御柱國御柱
神社二座と見えたり

ともその振まひなしと云へり。この諸神實ハ國常立の一神にま
しまをなすべし。五行の徳おのく神とあらはれたまひき。これ
を六代とも數ふるなり。二世三世の次第を立べきにはあらざる
にや。次に化生したまはる神を伊弉諾尊伊弉册尊と申せり。是は
まさしく陰陽の二つよわめられて、造化の元となりたまひ。上の五
行の猶ひとつくの徳なり。この五徳をあはせて、万物を生ずる
はじめと云ふ。こゝに天祖國常立尊、伊弉諾伊弉册の二神に敕り
して宣えく、豊葦原の千五百秋の瑞穂の地あり。汝往てしらすべ
しと、即ち天の瓊矛を授けたまひき。此矛、天の瓊矛也。二神此矛を
さづかりて、天に浮橋の上になくずみて、矛をさし下して、かきさ
ぐりたまひし。ば、滄海のみありき。その矛のさきより、清りたつ
る潮、こりて一の嶋となる。是を磯取嶋といへり。此名につきて

秘説あり。神代梵語にいよへる。その所もあきらかにしる人な
し。大日本の國靈山なりといふ。二神此嶋に降居て、即國の中此
柱とたて、八尋の殿を化作して、住たまひき。さて陰陽和合し
て、夫婦の道あり。此矛は傳へて、天孫したかへてあまくたりたま
へりともいへり。又垂仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照大神の
御教へのまゝに國々をめぐりて、伊勢の國に宮所をもとめたま
ひし時、大田命といふ神ありあひて、五十鈴の河上に寶物をま
つりねけるところをいしめし申し、かの天逆矛、五十の金鈴、天
宮の圖形ありき。大倭姫命よるこびて、其ところをさだめて神宮
をたてらる。寶物は、五十鈴の宮の酒殿にをさめられきともいふ。
また灌祭りの神と申すは龍神なり。その神あづかりて地中にを
さめたりともいふ。一には、大倭の龍田神は、この灌祭と同体によ

○古語拾遺曰。天照大神。高皇產靈尊。乃相繼曰。夫本原瑞穂國者。吾子孫可王之也。云々。即以八咫鏡。及草薙劍。二種神寶。授賜皇孫。永爲天孫。子孫自後。見えたり。○於志大己貴命及其子。孫代主神等。遂仍以平國。有授天神者。用此。治國者。必當平安。と見えたり。

す。この神のあしりたまへるによりて、天柱國柱あまのむすねのこしらへといふ御名ありともいふ。むかし磯取盧嶋いそとりのしるしに持たりたまひしこと、いあきらかなり。世に傳ふといふことは、はなはつかなし。天孫のしたがつたまふならば、神代より三種の神器のごとく傳へたまふべし。しはなれて、五十鈴の河上にありけんも、おぼつかなし。但し天孫も矛と玉とおのづからしたかつたまふといふこと見えたり。古語拾遺の記然れど矛も大汝の神のたてまつられし玉をたいらけし矛もあれば、いづれといふことを知りおたし。寶山にとまりて不動のしるしとなりけんこと、や正説なるべからむ。龍田も寶山ちかきところなれば、龍神と天柱國柱といへるも、深秘のこころあるべきにや。凡神書よきまよりの異説あり。日本紀舊事本紀、古語拾遺等にのせざらむことを、末學の輩ひとへに信用しむたかむべし。か

○速依別 古事記に建依別作る疑ふべし

の書の中、なほ一決せざることをおぼしめし、いはいや異書にまき正とすべからざるや。かくてはこの二神あひはかつて八の洲とみたまひき。まづ淡路の洲とみませり。淡道秋狹別のいふ次に伊豫の二名の洲とみませり。一身に四面あり。一を愛止比賣といふ。これを伊與なり。二を飯依比賣といふ。これは讃岐あり。三を大宜都比賣といふ。これは阿波なり。四を速依別といふ。これは土佐なり。次に筑紫の洲とみませり。一身に四面あり。一を白日別といふ。これを筑紫なり。後に筑前筑後といふ。二を豊日別といふ。これは豊國なり。後に豊前豊後といふ。三を速日別といふ。これは肥の國なり。後に肥前肥後といふ。四を豊久土比泥別といふ。これは日向なり。後に日向大隅薩摩といふ。筑紫、豊國、肥國、日向をいへるも二神の神代の日比りの名にあらむ。次に壹岐の洲とみませり。天比登都柱といふ。次に對馬の

○あまたの島 吉備の
 島、小豆島、大島、大
 島、知阿の島、雨見島等
 の島々といふ
 ○後に海山の神云々
 古事記曰、既生國境、更
 生神云々、次生神名
 大船津見神云々、次生
 木神名久々能智神、次
 生山神名大山津見神、次
 次生野神名鹿野比賣
 神、亦名鹿野比賣神と見
 えたり
 ○日本書紀 神代紀曰
 成而伊弉諾伊弉册曰
 去山曰草木何不生天國
 之主者於此共生曰神
 形照於六合之内とあり

洲をうみませり天の狹手依比賣といふ。次に隱岐の洲をうみませり天忍許呂別といふ。次に佐渡の洲をうみませり、建日別といふ。次に大日本豊秋津洲をうみませり、天御虚空豊秋津根別といふ。すべてこれを大八洲といふなり。この外あまたの洲をうみたまひき。後に海山の神、木のおや、草のおやまで、ことごとくうみましてけり。いづれも神にませば、生たまへる神の國をも山をもつくりたまへるが。はた洲山をうみたまふに、神のあらはれましける歟。神世のわざあれば誠にはかりむたし。二神をからひて宣はく、我ずてに大八洲國および山河草木をうめり、如何て、天の下の君たるものをどうまざらむやとて、先日神をうみませり。この御子光りうはしくて、國の内にてりとほる。二神よるこびて天に送りあげて、天上のこととさづけたまひき。この時天地相去ること遠むらす。天の御柱をもつてあげたまひき。是を大日靈と申せり。へり、女神にさしませば、おのつから相かたなりや。又は天照大神とも申す。女神にましますなり。次に月神をうみませり。その光り日につげり。天にのぼせて、夜乃政とさづけたまひき。次に蛭子をうみませり。三歳になるまで脚たえず。天磐櫛樟船にのせて、風のままにくはなちすつ。次に素盞鳥尊をうみませり。勇みたけく不忍にして、父母の御心になはず、根の國にいねとのたのひき。この三柱は、男神にましますによつて、一女三男と申せなり。すべてあらゆ、神みな二神の所生にましますとせど、國の主たるべしとてうみたまひしかば、ことごとらに此四神を申傳へけるにこそ。其のち火の神、軻俱矣智をうみまし、時、陰神やかれて神退たまひにき。陽神うらみいかりて、火を三段にきる。その三段おのく神となる。血のしたゞ

○神代は編御と云ふに
 おまじ

○魂取の神 延喜式に
下見の香取郡香取神宮
と見ゆ
○鹿島神社 延喜式に
常陸國鹿島郡鹿島神宮
と見えたり

○或説に云々 この説
非なり

○地神 天照大神を魂
取の中なるは天照大神なり
大神は天神にましまし
て地神にはあらざり

○和光 若子孫に和光
同感を見ゆこれ光ある
と和光を同じうすに
て凡人の中にあると云

りもそよひて神となれり。經津主神今の神とも申、健甕槌武甕の神とも申の祖なり。陽神猶したひて、黄泉までおはしよして、そよまの誓ありき。陰神うらみて、この國の人を一日に千頭とるすべしとのたまひければ、陽神は千五百頭を生べしと宣ひけり。よりに百姓をば、天益人ともいへり。死するものよりもうまるとものおほきなり。陽神がへりたまひて、日向の小戸の橋の檉原といふところにて、御稜したまひき。この時あまたの神化生したまへり。日月神といふ説あり、伊弉諾尊神功すてに終りにければ、天上にのぼり、天祖に報命て、即ち天にとりたまひけり。或説に伊弉諾伊弉册、梵語なり、伊舍那天伊舍那后なりといふ。

地神第一代、大日靈尊これを天照大神と申す。又日神とも皇祖とも申なり。この神のうまれたまふこと三の説あり。一には、伊弉諾伊弉册尊あひひらひて、天下のあまのじをうまるといふ。先日神をうみ、次に月神、次に蛭子、次に素盞鳥尊をうみたまひきといへり。また伊弉諾尊ひだりの御手に白銅の鏡をとりて、大日靈尊を化生し、右の御手よりて月弓尊を生し、御首をめぐらしてかへりみ給ひし間に、素盞鳥尊をうむといへり。または伊弉諾尊、日向の小戸の川にて見せざしたひしとき、左の御眼をあらひて天照大神を生し、右の御眼をあらひて月讀尊を生し、御鼻をあらひて素盞鳥尊を生したまひきといへり。日月神の御名も三あり、化生のところも三あれば、凡慮ばかりがたし。またおとしますとところも、一には高天原といひ、二には日の少宮といひ、三には我日本國これなり。八咫の御鏡をとらせましくて、我を見るごとくにせよと敷したまひけること、和光の御誓ひもあらはれて

は自己の智慧の光を
 和げかくして照らす
 凡人と一になすをいふ
 此の處は物語の御
 旨の謙遜なる御言
 中であらはれてといふ
 義なり
 ○やははるとは追ひ拂
 はるといふ義なり
 ○ひたぶるはひきひき
 まひたぶるはひきひき
 の義なり
 ○いなひは佳なきとい
 ふことなり

ことさらよふべき道あるべければ、三所に勝劣の義をば存すべ
 からざるものなり。こゝに素盞鳥尊及母二神にやらはれて、根の
 國にくだりたまふべかりしも、天上にまうてて、姉尊に見え奉り
 て、ひたぶるにいなむと申たまひければ、ゆるすと宣ひき。よりて
 天上にのぼりませり。大うみとゞろき、山嶽なり向き。この神の性
 たけきも然らしむるになむ。天照大神おどろきましくて、兵の
 備へてしまちたまひき。この尊黒きこゝろなきよしとこたへ
 たまひき。さらば誓約をなして、清きも黒きも知るべし、誓約の
 御中に、女どうませせばきたなきこゝろなるべし、男どうませばき
 よき心ならんとて、素盞鳥尊、日神よ奉られける八坂瓊の玉をと
 りたまひしめば、その玉に感して、男神化生したまひき。素盞鳥尊

○四柱の男神、天照日
 命、天照彦命、活津彦
 命、天照彥命、命、天照
 命、命、命、命、命、命、
 命、命、命、命、命、命、

○めくしは慈愛の鏡な
 りかはゆかるをいふこ
 と
 ○古語拾遺に是以天照
 大神吾勝尊特甚優愛
 常體下稱曰吾子今俗
 多稱子曰和可古是其稱
 語也と見えたり
 埋藏、放逐、重擔、刺串、
 生刺、逆刺、河入、火燒、
 尿戸などの罪科といふ

吾勝々速日天忍穗耳尊と申せりこれは古語拾遺の記、またの説には、素盞鳥尊
 天照大神の御頸にかけたまへる。御統の瓊玉とこひとりて、天の
 眞名井にふりすゝき。これをかみたまひしかば、先吾勝尊うまれ
 まし、その後猶四はしらの男神うまれたまひき。物ごねは我もの
 なれば我子なりとて、天照大神の御子になしたまひきといへり。
これは日本紀この吾勝尊をば、大神めぐしとおぼして、常に御脇もとに
 すゑ給ひしかば、腦子といひき。今の世に、おきなき子と我子とい
 ふは僻ことなり。かくて素盞鳥尊、猶天上にましけるおきなとて、
 の科を犯したまひき。天照大神いかりて、天の石窟にこもりたま
 ひき。國の内とこやみになりて、晝夜のわきまへなかりき。もろゝ
 の神たち愁へなげきたまひき。その時諸神の上首にて、高皇産
 靈尊といふ神ましくき。むかし天御中主の尊三はしらの御子

おはしませり長を高皇產靈と申し次をば神皇產靈次を津速產
 靈といふと見えたり。陰陽二神こそはじめて諸神を生したまひ
 した。直に天御中主の御子といふ事おぼつかなし。この三神を天御中主の御
 孫と見たり。日本紀に
 拾遺に出たり。この神天のやすかほの邊りにして八百萬の神を集めて
 相議りたまひき。その御子に思兼といふ神のたばかりにより、石
 凝姥といふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ。はじめ鑄たり
 し鏡、諸神のこゝろにあはず。これは紀伊國日
 前郡の神にす。次に鑄たまへる鏡うさば
 しようましくければ、諸神よろこびあぶめたまひき。初めは皇居にまし
 十餘の宮にい
 つかれ給たり。また天の明玉の神をて八坂瓊の玉をつくらしめ、天の
 日鷲の神をして青幣白幣をつくらしめ、手置帆負、彦狭知の二神
 をして大峽小峽の材を切て、瑞の殿をつくらしむ。この外くまぐわ
 れとします。その
 の物すてに備りしかば、天香山の五百箇の眞賢木を根ごとにし

○日前の神 延喜式に
 把伊國名草部 日御神止
 と見えたり
 ○次に給へる鏡は三
 種の神器の一なる八咫
 鏡なり

○根ごととは根ながらと
 いふにあらじ

て上枝には八坂瓊の玉をとりかけ、中枝には八咫の鏡を取かけ、
 下枝には青和幣白和幣をとりかけ、天の太玉命高皇產靈の
 神の子なり。をして棒
 げ持らしむ。天兒屋命津速產靈の子、或は與古產
 靈の子なり。をして祈禱らしむ。天鈿女
 命眞辟の葛をうづらにして、蘿葛を手繼にして、竹の葉飢懸木の
 葉を手草にして著鐸の矛を持って石窟の前よして俳優をして、相
 ともに歌ひまひき。また庭燎をめぐらしかにきて、常世の長鳴鳥を
 集へてたがひに長鳴せしむ。これはみな神
 樂の起りなり。天照大神聞しめして、我をこ
 の頃石窟にかくれ居り、豊葦原の中津國はとこやみならん。いか
 に天鈿女命かくあらざるやとおぼして、御手を以て細目にあ
 けて見たまひき。この時に天手力雄命といふ神、神の手磐戸の處に
 立たまひしお、その戸をひきあけて、新殿にうつしたてまつる。中
 臣の神、天見屋命、思部の神、天太玉命、しりくめなはを日本紀には瑞出之國と書り、註には左
 日本紀には瑞出之國と書り、註には左
 日本紀には瑞出之國と書り、註には左

○しりくめなはは今
 ふ志米繩をいふ諸説あり
 ○今しりくめなはは古語拾
 遺に今しりくめなはと
 見えたりと考す

○みらくは咲ひたのし
 ひことなり

引めぐらして、を歸りましと申上るに、天をじめて晴

て、もろくともにあひ見、面みな明らぶに白し手どのづてう

たひまひて、あはれ天のまきりあなれもしろ古語に毒切なるをまきりといふ、おもし

るなりあなたのし、あなさやけの聖をけ木の名なりこの聖なるをまきりといふ、おもし

と素盞鳥尊によせてたほするに千座の置戸を以て、首の髪手足

の爪をぬきて贖はしめ、その罪をはらひて、神逐ひにやらはれき。

かの高天原よりくだりて出雲の簸の川上といふところにいたり

たまひき。其所にひとりの翁と姥とあり、一の少女とすゑて、かき

なでつゝ泣けり。素盞鳥尊たそと問たまひき。我はこれ國神なり

脚摩乳手摩乳といふ。この少女はわが子なり、奇稻田姫といふ。さ

きに八箇の少女あり、年ごとに八岐の大蛇のためにのまれき。今

このととめ、またのまれなむとすと申ければ、尊我にくれんやと

宣ふ。東のまゝいふと申ければ、このととめ、

とりなし、みづからにさし、八醜の酒を八の槽にもりてまぢたま

ふに、はたしてゐの大蛇來れり。頭おのゝ一槽に入りて吞酔て

ねふりけるを、尊はひせる十握の劔をぬきて、寸々に切つ、尾にい

たりて劔の刃すこしかけぬ。割て見給へば一の劔あり。そのうへ

に、ねに雲氣ありければ、天のむら雲の劔と名づく。日本武尊にいらりて

んやと宣ひて、天照大神に奉り上られにけり。其のち出雲の清地

にいたり、宮をたて、稻田姫と住たまひき。大日貴神大汝神を生し

めて素盞鳥尊はつめに根の國にいてましぬ。大汝神この國にと

ゞまりて、今の出雲の天下を經營し葦原の地を領したまひけり。依て

これを大國主の神とも大物主とも申す。その幸魂奇魂は、大倭の

○あはれは感動詞なり

○さやけは分明なる意

○千座の置戸は罪科を

○簸の川上 和名抄に

○八醜の酒は濃度も

○はかせるは帯ひ給へ

○熱田の社 延喜式に

○河の地 出雲風土記

○出雲の大社 延喜式

○出雲の大社 延喜式

○三輪の神 延喜式に
大和國城上郡大神大物
主神社と見えたり

三輪の神にませり。

○三種の神器 八咫鏡
天照大神、八坂瓊之曲
玉これなり

第二代、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女、栲幡千千姫命にあひて、饒速日尊瓊々杵尊を生しめて、吾勝尊葦原の中洲に下りますべかりしと、御子うまれたまひしむば、かれを下すべしと申たまひて、天上に留りませり。まづ饒速日尊を下したまひし時、外祖高皇產靈尊、十種の瑞寶を授けたまひき。瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蛭比禮一、品物比禮一、これ也。この尊はやく神たりたまひにけり。凡神の主としては、くだしたまはざりしにや。吾勝尊下りたまふべかりしときは、天照大神三種の神器を傳へたまひき。後にまた瓊々杵尊にも授けましに、饒速日尊はこれを得たまひき。然れば日嗣の神には、まほしきものなるべし。此事神皇正統記の記あり日本書紀には見えず天照大神、吾勝尊は、天

○いつくは龍受するを
いふ

天下の主たるべしとして、生れたまひしゆゑにや。

○とつくは龍受するを
いふ

策三代、天津彦々火瓊々杵尊、天孫とも皇孫とも申せり。皇祖天照大神、高皇產靈神、いつきめてみましくして、葦原の中國の主となして、あまくだし給はんとせり。こゝに其國邪神あれて、たやすくくだりたまふことおたかりければ、天稚彦といふ神をくだして、見せしめたまひしに、大汝の神の女、下照姫にとつきて、おへりごと申さず、三とせになりぬ。よりて名なし雉をつかはして、見せられしと、天稚彦射殺しつ。その矢天上にのぼりて、大神の御まへにあり。血にぬれたりければ、怪しめたまひて投下されしに、天稚彦新嘗してふせりける胸にあたりて死れぬ。世に返し矢を忌は、このゆゑなり。さらにもまたくださるべき神をえらばれし時、經津主

○新嘗は本年の新穀を
神に奉り給ひ主上御
自らも食し召す試なり

○葛木の靈 延喜式に
大和國高上郡葛木八
重事代主命神社二座と
凡神
○諏訪の神 延喜式に
信濃國諏訪郡南刀刀
神社二座と云えたり
○まつるふは服従する
こと即ちこなたにした
がひくるものをいふ

命、天照大神武甕槌神、天照大神敷とうけて下りましけり。出雲國にいた
り、ハハせる劍をぬきて地につきたて、其上に居て、大汝の神に大
神の敷を告しらしむ。其子八重事代主神、相ともにしたむ
ひ申しぬ。次の子健御名方刀美神、したむハハずして逃行し
と、諏訪の湖まで追て攻られしむ。またしたむひぬ。かくてもろ
くの悪神をば罪なへまつるへるとばほめて、天上にのぼりて、
かへりごと申し給ひき。大物主の神、大汝の神は、この國を去申て、かくれ給ふを見ゆ
此大物主は、さきにいふとてこの三輪の神にす
へし事代主の神、相ともに八十万の神を引卒て、天にまうづ。大神と
とにほめたまひき。よろしく八十万の神を領して皇孫をまもり
まつれとて、まづかへしくだしたまひけり。その後、天照大神、高皇
産靈尊、あひばりて皇孫をくだしたまひき。八百萬の神敷を承
りて、御共、つらつらとつらつらと、諸神の上首三十二神あり、その中に五

部の神といふ、天兒屋命、天太玉命、天鈿女命、石凝姥命、
玉屋命玉作なり。この中にも、中臣、忌部の二神は、むねとの神敷を
うけて、皇孫をたすけまひき。また三種の神寶をまつけましませ
り。まづあらむじめ皇孫に敷して宣はく、葦原の千五百秋の瑞穂
の國ハ、我子孫可王之也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆、當
與天壤無窮者矣。又大神御手に寶鏡をもちたまひ、皇孫にさづ
けてほぎて吾兒視此寶鏡當猶祝我。可與同床共殿以爲齋鏡。
とのたまひき。八坂瓊の曲玉、天の叢雲の劍を加へて三種とす。ま
たこの鏡のごとくに分明なるをもちて、天下に照臨したまへ、八
坂瓊のひろがれるがごとく、曲妙をりて天下をしるしめせ。神劍
をひきとげて、順がハハざるものをたいらげたまへと敷ましく
けるとす。此國の神寶にて、皇統一種たゞしとすこととす。

○はぎては願ひてさ
ふ恐なり
○ひろがれるまかれ
るか、ひかれるかの
異なるべし

〇八咫鏡の事につきては、
此の鏡は天照大神の御影をうつしたるなり。玉は柔順の徳をあらわす。鏡は正徳の徳をあらわす。此の三徳を兼受して天下の事を治らんことをなす。神教の源なり。

とに是らの教に見えたり、三種の神器世に傳ふこと、日月星の天にあるにたなし。鏡は日の体なり、玉は月の精なり、劍ハ星の氣なり、ふもきならひあるべきにや。そもくみの寶鏡を、さきにしてしはべる石凝姥命の作りたはへりし八咫の御鏡、八咫の口、玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命天明玉作りたまへるなり。八坂にても御わり劍は素戔嗚尊の得たまひて、大神を奉られし叢雲の劍なり。この三種につきたる神教は、まことしく國を手持ますべき道なるべし。鏡は一物をたくはへず、私のこころなくして万象を照すに是非善惡のすがたあらはれずといふことなし。そのすがたにしたがもて、感應するを徳とす、これ正直の本源なり。玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり。劍ハ剛利決斷を徳とす、智惠の本源なり。この三徳を兼受して天下の事をまらんことをなす。神教の源なり。

〇宗廟は伊勢大神宮を申し奉る

たまへり。いとむたじけなきことにや。中にも鏡を本とし、宗廟の正躰とあふぶれたまひき。鏡は明をむたちとせり。心性あきらかなれば、慈悲決斷はその中にあり。またまことしく御影をうつしたまひしむば、ふもき御こころをとめたまひけむをかし。天にある物日月よりあきらむるはなし。よりにて文字を制するにも日月を明とすといへり。我神大日の靈にましますせば、明德をもつて照臨したまふこと、陰陽におきてはかりむたし。冥顯につきてたのみあり。君も臣も神明の光胤をうけあるひい、まことしく教をうけし神達の苗裔なり。たれもこれをあふき奉らむるべき、この理をとり、その道にたむはすは内外典の學問も、こゝにまはまるべきにこと。道のひろまるべきことは内外典流布のちからなり

○權化は佛が化身して
権にこの世にあらはれ
いつることをなり

○高千穂の檜觸の峰は
今の大隈國高千穂郡なる
高千穂山をらむといひ又
一説には日向國臼杵郡
知都郡なりともいふよ
く古語拾遺傳を參考
すべし

○吾田の長杖の御時
古事記には笠沙の御時
に作る今の長杖國阿多
郡加世田の御時ならむ
ともいふ

○おやほの文屋をかき
てすぢわけしやべつと
いかへしこのころ
いはれあふる三を

といひつゝし。魚をうづることは網の一目によるなれど、衆目のち
 かりなければ、これを得ることのたきむごとし。應神天皇の御代
 より、儒書をひろめられ聖徳太子の御時より、釋教をさかりにし
 たまひし、これみな權化の神聖にまよませば、天照大神の御こゝ
 るをうけて、わが國の道をひろめ、ふかくしたまふなごべし。かく
 てこの瓊々杵尊、天降まし、に、猿田彦といふ神まありあひき。これ
たの神
 たり、てり、のん、やきて、目よめはする神なりしに、天鈿女神ゆきあ
 ひぬ。皇孫いづくに、いたりまします、ふきと問しむば、筑紫の日
 向の高千穂の檜觸の峯にまします、ふし、われは伊勢の五十鈴の
 河上にいたる、ふしと申せり。のの神の申すのまよに、檜觸の峯よ
 あまくたりて、まづまりたまふべきところを、もとめられしに、事
 勝國勝といふ神これの伊勢ありて、わが居たる吾田の長杖の御時な
 ん、よろしむるべしと申しあげければ、そのことにはまよせたま
 ひけり。こゝに山の神大山祇の二の女あり、姉を磐長姫といひ、これ
石の神妹を木花開耶姫といひき。これは花
木の神二人をめし見たまふ。姉ハ
 たち見にくかりければ、いしつ。妹を留めたまひしに、磐長姫う
 らみいかりて、我をもめまよしむば、世の人は命なかくて、磐石の
 ことくあらまし、只妹をめしたれば生めらん子ハ、木の花のごと
 く散落なんと、誼ひけるによりて、人の命みじくなれりとぞ。
 木花開耶姫めされて、一夜にはらみぬ。天孫あやめたまひければ、
 腹たちて無戸室をつくり、籠り居て、みづから火をはなちしに、三
 人の御子うまれたまひき。ほのほのをはりける時、うみまますと、火
 闌降命といひ、火のさかりなりしよ生まますと、火明命といひき。の
 ちよ生まますと、火々出見尊と申せり。この三人の御子をば火々や

る老、母の神もそこなはれ給はず。父の神よるこびましくけり。この尊、天下を治め給ふこと、三十万八千五百三十三年といひ、これよりさき六上にとりまゝす、神達の御事ハ、年序をはかりおたきによ。天地わかれより以來のこと、幾年を経たりといふ事見えたる文なし。そもく天竺の説に、人壽無量なりしが、八萬四千歳になり、それより百年に一年を減して百二十歳の時、百歳といふ釋迦佛いで給ふといひ、この佛の出世ハ、鷓鴣草葺不合尊の末ごまのことなれば神武天皇元年西佛流の後二百九十年百年より一年をまして、これをばるおに、この瓊々杵尊のをじめつおたハ、迦葉といふ佛のいで給ひけるときにやあたりはべらん。人壽二万歳の時、この佛ハ出給ひけりとぞ。

○海の幸山の幸は海に出給ひけりといふ事

第四代彦火火出見尊と申す。御兄火闌降命海の幸ませり。此みこ

といハ、山の幸ましけり。こゝろみにかへ給ひしに、おのくその幸なかりき。弟のみことの弓箭に兄の釣鉤をかへ給へりしと、弓箭をばるへしつ、弟の尊鉤を魚にくはれて、うしなひ給ひけるぞ、あなもちにせめ給ひしに、せんかたなくて、海邊よさまよひ給ひき。盤土翁この神のみまありあひて、憐み申して、謀りことぞめぐらして、海神綿積命小童也の所におくりつ。その女を豊玉姬といひき。天神の御孫にめでたてまつりて、父の神に告てととめ申しつ、つゝぬにその女にあひ住たまひき。三とせばかりありて故郷をれば、御氣色ありければ、その女、父にいひあえて歸したてまつる。大小のうるくづを集へて、問けるに、口女といふ魚病ありとて見えす。とひてめしいだされば、その口腫たり。これをさぐりしに、失せにし釣つりさぐりいづ。口女は赤女といふ。またこの海神は名よしといふ見えたり。海神いまして、口女今より

○うるくづは魚をいふなり

○口女、日本紀に赤女にのくり、古事記には赤海魚につくる

○倭國の民 日本紀一
 卷四、於此見其體異、以
 其體異、於此見其體異、以
 其體異、於此見其體異、以

○龍古 亦即此龍に作
 る、しつれも龍の状
 を形容していへる龍に
 て其の龍の時にあり
 し給へるははらふなり

釣くふな、また天孫の饌にまゐるなとなんいひふくめける。また
 海神千珠満珠を奉りて、兄とまたおし給ふべきかたちを申し
 申けり。さて故郷におしりまして釣をばおしつみつたまをい
 だしてねぞ給へば、潮みちきて兄にばられぬ。なやまされて俳優
 の民とならんとちかひたまひしおは。千珠をもちて潮をまりが
 け給むぎ。これより天日嗣をつたへましつり。海中にて豊玉
 姫をらみ給ひしが、産期にいたらば、海邊に産屋をつくりて待給
 へと申き。はたきてその妹玉依姫をひきめて、海邊にゆきあひぬ。
 屋をつくりて鷓鴣の羽よてふおれしお、ふきよへす。御子うまれ
 給ふよりて、鷓鴣草葺不合尊と申せり。また産屋をうぶやとい
 ふことも、うの羽をふきけるゆゑなりとなん。さて産のとき見
 給たふなともどり申しぞ。のぞきて見しければ、龍になりぬ。耻

○九十二年 一本九十
 三年に作る

うらみて、われに耻みせ給はれば、海陸をして相通はしつたてつ
 ることなむしらしにとて、御子をすておきて、海中におしりぬ。の
 ちに御子のきらしくしこましますことをききて、あはれみあひ
 めて、妹玉依姫を奉りて、やしなひまつらせけるとぞ。このみこと、
 天下を治め給ふこと、六十三万七千八百九十二年といへり。震旦
 の世はじめていへるに、萬物混然としてあひえなれど、これを混
 沌といへり。其後輕清物を天となり、重濁物を地となり、中和の氣
 は人となる。これを三才といひき。我國はしまりて、そのはじめの
 君盤古氏、天下を治ること、一万八千年、天皇、地皇、人皇などいふ
 王あひ續いて、九十一代、一百八万二千七百六十年、ききにあはず
 れば、一百十万七百六十年、これ一説なり。また、まのらは盤古のはじめは、
 この尊の御世の末つたにあたるべきにや。

第五代彦波瀲武甕槌尊不合尊と申せり。御母豐玉姬と名づけ申ける御名なり。御姨玉依姬とつきて、四はしらの御子うましめ給ひき。彦五瀬命、稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彦尊と申せり。磐余彦尊を太子にたて、天日嗣をなん續しめし〜ける。この神の御代、七十七万余年のほどにや。もろこしの三皇のはじめ、伏犧といふ王あり。次に神農氏、軒轅氏、三代あはせて、五万八千四百四十二年。一説には一万六千八百二十七年、然らば此尊の八十余年の年にあたるなり、魏紀中納言、新古今集の序に伏犧神皇の基して、四十万年といへり、いづれの説によれるかおぼつかなきこと。その後、少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、夏代あり。夏には十七代あり。あはせて四百一年。其次に、夏殷周の三代あり。夏には十七主四百三十二年、殷は三十主六百二十九年、周の世となりて、第四代の主を昭主といひき。その二十六年甲寅の年まで、周はこりて、一百二十年。この年、葦不合尊の八十三万五千六百六十七

○七十七萬 一本七十萬作る

古來御佛の入滅の事は
冥大師の既によられた
るなるべし

この神は葦不合尊と
指し奉れるなり

の御代とは天照大神、
天孫降臨、彦火火瓊瓊杵尊、
神孫、彦火火瓊瓊杵尊、
葦不合尊等をいふ

年にあたれり。今年、天竺より釋迦佛出生しましたせり。同じき八十三年五千七百五十二年に、佛御年八十にて入滅したまひけり。もろこしには、昭王の子、穆王の五十三年壬申にあたれり。其後二百八十九年ありて、庚申にあたるとし、此神がくれさせましく〜つ。すべて天下を治め給ふこと、八十三万六千四百四十三年といへり。是より上つかなど、地神五代とは申す也。二代は天上にとぐまり給ひ下三代は西州の宮にて、たほくの年をおくりましたせり。神代の事なれば、其行迹たしかならず、葦不合尊八十三万余年ましましたに、その御子磐余彦尊の御世より、俄に人皇の代となりて、曆數も見じかくなりしにけること、うたがふ人も有べきにや。されど神道の事おしてはかりがたし。誠に磐長姫誼ひけるま〜、壽命もみじかくなりしにば、神のふるまひにもおぼはり、やがて人の代とな

りぬるにや。天竺の説のごとく、次第ありて滅したりと見えず。また百王ましますべしと申すあり。十々の百にはあらざるべし。窮なきを百といへり。百官、百姓などいふにて知るべきなり。むかし皇祖天照大神、天孫尊にみことのりせしに、寶祚を隆當興天壤無窮とあり。天地もむかしにはならず。日月も光をあらためず。いはんや三種の神器、世に現在し給へり。窮あるべからざるは、我國を傳ふる寶祚也。あふぎてたふとみ奉るべきは、日嗣をうけ給ふ皇よなんおはしませ。

○後に神武と名づけ奉る日本私記に神武皇名者淡海御船奉勅撰也と見えたり

人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申せり。後に神武と名づけ奉る。地神鸕鷀草葺不合尊第四の子、御母玉依姫、海神小童の第二の女なり。伊弉諾尊には六世、大日靈尊には五世の天孫まします。神日本磐余彦尊と申は、神代よりのやまとことばなり。神武ハ中古

○檜原の宮 檜原は大和國高市郡の地名なり

○朝臣、宿禰、臣、共に尸なり

となりて、もろこしのことばよきだめたてまつる御名なり。またこの御代より、代ごとに宮所をうつされしがば、そのところを名づけて御名ともせり。此天皇をば檜原の宮とも申すこれなり。また神代より、至て尊き尊といひ、その次を命といひき。人の代となりてハ、天皇とも号したてまつる。臣下にも、朝臣、宿禰、臣などいふ号出来にけり。神武の御時よりはじまれる事なり。上古には、尊とも命ともかねて稱しけると見えたり。世くたりては、天皇を尊と申すこと見えど、臣を命といふこともなし。古語の聞なれすなれるゆゑにや。この天皇御年十五にて、太子にたち。五十一にして、父の神におはりて、皇位よつかしめたまひき。今年辛酉の年なり。筑紫日向の宮崎の宮に、おはしませしけるが、兄の神達、および皇子、群臣にみことのりして、東征のことあり。この大八洲は、み

○守時宮は日御國宮時耶にあり

○道のついでの國々
大倭、大瀛、大瀛、大瀛の國々

なこれ王地なり。神代幽昧なりしによりて、西偏の國にして、おほくの年序をたぐられけるにこそ。天皇舟楫をととのへ、甲兵をあためて、大日本洲にむかひ給ひき。道のついでの國々をたぐらば、大倭にいり申さんとせしに、その國に、天の神饒速日尊の御すゑ宇麻志間手命といふ神あり。外舅を長髓彦といひき。天神の御子而種あらんやとて、軍をおこしてふせきたてまつる。そのいくさこはくして、皇軍をばく利をうしなふ。また邪神毒氣を吐しかば士卒みな病ふせり。こゝに天照大神、健甕槌乃神をめて、葦原の中津洲さむぐおとす。汝ゆきてたいらげよとみまとのりし給ひき。健甕槌の神申給ひけるを、むかし國をたいらげし時の劍あり、かれを下されば、おのづからたひらきなんと申して、紀伊國名草の村に、高倉下尊といふ神にまめして、此劍をたてまつりければ、

○大鳥となりて云々
日本紀曰、神代、天照大神別子天照日、朕今遣頭八咫鳥立以爲御使者、衆有願入咫鳥、自空翔降云々と見えたり
○金色の鳥なり
日本紀曰、時忽天降而雨、水乃有金色、其光輝來止千鳥、其光輝來狀如流、云々と見えたり

○石上延喜式に大和
國神社と見えたり

○國魂祭は毎年十一月
中賀の日に行はる、神皇元年十一月庚寅、宇麻志間手命、又饒速日尊天降りしとき、外祖高皇產靈尊、とづけ給ひし十種の瑞寶をつたへたりけるを、天皇にたてまつる。天皇鎮魂の瑞寶なりしは、その祭りをばじ

ば、天皇よろこび給ひて、士卒のやみふせりけるも、みなねきぬ。また神魂命の孫、武津々身命、大鳥となりて軍の御さきにつかふまつる。天皇ほめて八咫鳥と号し給ひき。また金色の鳥くだりて、皇弓のはずに居たり。そのひかりてりかやけり。これによりて、皇軍大いよかちぬ。宇麻志間手命、その舅のひびめるこゝろを知りて、たばかりて殺しつ。その軍をひきめてまたむひ申しにけり。天皇はなばだほめましくして、天よりくだれる神劍をさづけて、その大勳にこたふとが宣まさせける。これをば豊布都の神と号せり。はじめを大和の石上にまゝくき。のちに、常陸の鹿嶋の神宮よましませり。ちの宇麻志間手命、又饒速日尊天降りしとき、外祖高皇產靈尊、とづけ給ひし十種の瑞寶をつたへたりけるを、天皇にたてまつる。天皇鎮魂の瑞寶なりしは、その祭りをばじ

○靈時は高市郡にあり

○わかためは靈時の鏡

○靈時は祭の庭より元
來庭々には神をまつる
場所をいふなり
○鳥見山は大和國宇陀
郡にあり

められにき。この寶をいすなはち宇麻志間手にあづけ給ひて、大和のいそのおみに安置せり。また布留と号せり。此瑞寶を一つよびて、咒文（このまん）をしてふるゝことあるにやれるなるべし。かくて天下ことづくたいらぎにしかば、大和國橿原にみやことをさだめて宮づくりせり。その制度天上の義のごとし。天照大神よりつたへ給へる三種の神器を、大殿に安置し、床をおなじくましましませり。皇宮、神宮ひとつありしかば、國國の御調物をも齋藏（いさくら）にとさめて、官物、神物のわきたためありき。天兒屋根命の孫、天種子命（あまのたねのみこと）、太玉命の孫、天富命、もつはら神事をつかさどる。神代の例にことならず。また靈時を鳥見山の中に建て、天神地祇をまつらしめ給ひき。この御代のおじめ、辛酉のごとし、よろこし周の世第十七代にあたる玉、惠王の十七年なり。五十七年丁巳は、周の二十一代の

○高岡宮は大和國高上郡にあり

君、定王の三年にあたり。今年老子誕生せり。是は道教の祖なり。天竺の釋迦如來入滅し給ひしより、元年辛酉までを二百九十年になれり。この天皇、天下を治め給ふ事七十六年、一百二十七歳にましましき。

第二代綏靖天皇（このより、和魂の尊号をばのせす）、神武第二の御子、御母を靴五十鈴姫、事代主の神の女なり。父の天皇かくれまして、三年ありて即位したまひき。庚辰のごとしなり。大倭葛城高岡の宮にましましき。二十一年庚戌の歲、よろこしの周の二十三代の君、靈王の二十一年なり。今年孔子たんじやうせり。これより七十三年までおはしけり。儒教をひろめらるゝ。この道はむかし賢王、唐堯、虞舜、夏のおじめの禹、殷のおじめ湯、周のおじめの文王、武王、周公の、國をささめたみとなてたまひし道なれば、こゝろを正しく身をなほくし、家を

○片鹽浮穴宮は葛下郡にあり

とらめ國ととらめて、天下にたよぼすと宗とせり。さればことなる道にはあらねども、すゑの世となりて、人不正になれりしゆをに、そのみちととらめて、儒のとしへとたてらるるなり。天皇天下をとらめ給ふこと三十三年、八十四歳おはしまし〜き。

○輕曲峽宮は高市郡にあり

第四代、懿德天皇は、安寧第二の子、御母は淳名底媛、事代主の神の孫なり。辛卯元年即位、大倭の輕の曲峽の宮にまゝし〜き。天下をとらめたまふこと三十四年、七十七歳にまし〜き。

第五代、孝昭天皇は、懿德第一の子、御母は天豐津姫、息石耳命の女

○按上池心宮は葛上郡にあり

なり。父の天皇おくれまして、一年ありて、丙寅のとし即位、大倭の按上池心の宮にまし〜しき。天下をとらめ給ふこと八十三年、百四歳にまし〜しき。

○秋津島宮は葛上郡にあり

第六代、孝安天皇は、孝昭第二の子、御母は世襲足姫、尾張の連の上祖津世襲の女なり。乙丑のとし即位、大倭の秋津嶋の宮にまし〜しき。天下をとらめたまふこと一百二年、百二十歳にまし〜しき。

○葛田廬戸宮は葛下郡にあり

第七代、孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姉押姫、天足彦國押人命の女なり。辛未の年即位、大倭の黒田廬戸の宮にまし〜しき。三十六年丙午にあたるとし、もろことゝの周の國滅びて、秦にうつりき。四

○此の期、諸本曰、孝靈天皇の七十にて四十五年は、あらず、三十五年は、あらず、神皇正統記、神代卷、五帝の五帝あり

十五年乙卯、秦の始皇即位、この始皇仙方をこのみて、長生不死の薬を日本にもとむ。日本よと五帝三王の遺書とひの國よりとめしに、始皇ことぐくこれをおくる。その後三十五年ありて、この

○異朝の書 歐陽全果
日本刀の歌に徐禪行時
皆未幾遂書百篇今尙存
と見ゆ

○吉備大臣は元正天皇
繼體二年入唐し後十九
年を経て聖武天皇天平
七年に歸朝せり

○君子不死の國 後漢
書東夷傳に東方有君子
不死之國と見ゆ

國書を焼き、儒を埋みければ、孔子の全經、日本にとゞまるとい
り。この事異朝の書にのせたり。わが國には神功皇后、三韓をたい
らげ給ひしより、異國に通じ、應神の代より經史の學つたはれり
とぞ、申ならはとたる。孝靈の御時より、此國に文學ありとはきか
ぬことなれど、上古のことはたしむるしとゞめざるにや。應
神の御代にわたれる經史だにも、今は見えず。聖武の御時、吉備大
臣入唐して、つたへたりける本こそ流布したれば、この御代より
つたへけんことも、あなむちうたがふまじきにや。およそこの國
をば、君子不死の國ともいふなり。孔子世のみだれたることとな
げきて、九夷にたらんとしたひける。日本は九夷のその一つなる
べし。異國には、この國を東夷とせり。この國より、まことの國と
も西蕃といへるもごとし。四海といふも、東夷、南蠻、西羌、北狄な

り。南を蛇の種なれば、虫としたがへ、西は羊をのみ牧なれば、ひつ
ととしたがへ、北は犬の種なれば、いぬをたがへたり。只ひおま
は仁ありていのちをかし、よりにて大弓の字をたがふといへり。
孔子の時すら、こなたのことをたまりたまひければ、秦の世に通じ
けんこと、あやしむにたらぬことにや。この天皇、天下をととめた
まふこと七十六年、百十歳にましくき。

第八代孝元天皇は、孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり。丁
亥のとし即位、大倭の輕の境原の宮にましましき。九年乙未の年、
もろししの秦ほろびて漢にうつりき。この天皇、天下をととめた
まふこと五十七年、百十七歳におまじまじしき。

第九代、開化天皇は、孝元第二の御子、御母は鬱色謎姫、穗積の臣の
上皇、鬱色雄命の妹なり。甲申の年即位、大倭の春日率川の宮にま

○境原宮は高市郡に
あり

○鬱色雄命 一云鬱色
香に作る
○日率川の部下郡に
あり

○千水水木也共に腋木
 形は折すれいふと其
 武は元約といふは又
 といひて上代の家作に
 切作りの屋根の左右に
 の端に用ゐる長き材に
 て其本は前後の軒より
 上りて柱にて行合ふを
 組交へ其柱目以上其柱
 をそのまゝ長く出して
 柱をつくるなりその
 柱目より下は柱を並び
 又屋の裏にては掃風と
 用ゐる其柱の一角を
 用ゐる其柱の一角を
 の内宮なるは内角をそ
 る外宮なるは外角をそ
 る共に風穴をあくるな

高知、下津磐根より大宮柱太廣敷たて、まづよりましくぬ。この
 所も、むかし天孫あまくだり給ひしとき、猿田彦神ありあむ
 て、われは伊勢の狭長田の五十鈴の川上よいたるべしと申ける
 ところなり。大倭姫命、宮所をたづね給ひしよ、大田命といふ人
 ありありあひて、このところを申し申しき。このみことハ、むか
 しの猿田彦の神の苗裔なりと云。かの川上に、五十の金鈴、天上の
 圖形などあり、天の道支もこのところなり。八万歳のあいだ、まよりあがめたて
 まつりきとなん申しける。かくて中臣の祖、大鹿嶋命を祭る主と
 せり。また大幡主といふ人を、大神主になしたまひき。これより皇
 大神とあがめたてまつりて、天下第一の宗廟にまよましき。こ
 の天皇、天下をさめ給ふこと九十九年、百四十歳おまじしき。こ
 第十二代、景行天皇は、垂仁第三の子、御母は葉洲媛、丹波道主王の

○高屋の宮は天孫國天
 草にあり

○高屋の宮は天孫國天
 草にあり

むすめなり。辛未のとし即位、大倭の纏向の日代の宮にましまし
 き。十二年秋、熊襲あり、そむきて貢たてまつらば。八月に天皇筑紫
 幸して、これを征し給ひき。十三年夏こととくたいらきて、高
 屋の宮にませり。十九年秋、筑紫よりへり給ひき。二十七年秋、熊
 襲また反ひて邊境をたかしけり。皇子小碓御年十六、たさなきよ
 り雄畧の氣まして容貌魁偉、身の長一丈、力能鼎をあげたまひし
 ば、熊襲をうたしめたまひき。冬十月に、ひそかにこの國にいた
 り、奇謀をもつて、その梟帥取石鹿文といふものをころしたまひ
 き。梟帥ほめたてまつりて、日本武と名づけ申けり。ことごとく餘
 黨をたいらげて、へり給ひき。所々にしてあまたの惡神をころ
 しつ。二十八年春、へり給ひけり。天皇その功をほめて、めぐみ給
 ふこと諸子にことなり。四十年夏、東夷はほくそむきて、邊境さわ

○十月に枉道して云々
日本紀曰、天武天皇十
年冬十月戊午、枉道拜
伊勢神宮、仍禱于倭姫
命曰、今被天皇之命而
東征、將誅諸叛者、故祈
之、於是倭姫命、取草薙
劍、授日本武尊曰、慎之
莫忘也とあり

○日高見の國 延喜式
曰陸奥國、橘生郡、日高見
神社也、又舊陸奥國、
信太郡、此地本日高見
國也と見ゆ故に異説あり
○碓氷坂 日本紀に故
碓氷坂、而東南に碓氷
三嶽曰、吾國者耶、故因
號山東諸國曰吾國と
古事記に、到足柄之坂
本云々、故登立其坂三
々とあり

○吾國者耶 吾國ハハ
か妻の義にしてはやい
感動あり

○越の國は今の北陸道
とあり

○五十葦原は近江國に
あり

○小蛇 古事記にハ白
蛇とあり日本紀には六
蛇とあり此世には小蛇
とありこれみな傳聞の
異なるにや
○能褒野は伊勢國鈴鹿
郡にあり

おしければ、また日本武の皇子をつかはせり。吉備の武彦、大伴の
武日と左右の將軍として、あひそへしめ給ひき。十月に枉道して
伊勢の神宮にまうで、大倭姫命にまかり申給ひき。かの命、神劍
をとづけて、つゝしんで、なれこたりそとをへ給ひける。駿河に
いたるに、賊徒野に火をつけて害したてまつらんことをはかり
けり。火のいきほひまぬがれがたりけるに、そかせる叢雲の劍
みづからぬけて、かたはらの草をなぎはらふ。これにより名とあ
らためて、草薙の劍といふ。また火うちをもて火をいだして、むか
ひ火をつけて、賊徒を焼ころされてき。これより船にのらし給ひ
て、上總よいたり、轉して陸奥國に入、高見の國其の國よいたり。こ
とぐく蝦夷をたいらげ給ひき。おへりて常陸をへ、甲斐に越え、
また武藏上野をへて、碓氷坂にいたりて、弟橘姫といひし妾とし

のびたまひき上様へわたりしとき、風波あらかりした、妻の御命をあらはんとて、海にうしひとまら、東南の方をのぞみて、我
婦者耶とのたひしより、山東の諸國をあづまといふなりとぞ。こ
れよりみちをわけ、吉備の武彦をば、越の國につかはして、不願乃
者をたいらげしめたまひぬ。みことは信濃より尾張にいて給ひ
しが、かれ國に宮簀媛といふ女あり、尾張の稻種の宿禰の妹なり。
この女をめてして、淹留り給ひしあいだ、五十葦の山に荒神ありと
きこえければ、劍をば宮簀媛の家にとぐめて、徒よりいでませり。
山神化して小蛇になりて、御道によこたはれり尊またきこえて
過たまひしに、山神毒氣を吐けるに、御こゝろみだれにけり。それ
より伊勢にうつり給ひき。能褒野といふところにて、御やまひは
なはだしくなりにければ、武彦命をして、天皇にことよしを奏
して、つるにぐくれ給ひぬ。御年三十なり、天皇きこしめして、おな

○琴原は高上郡にあり

○古市は河内國古市郡にあり、今後御陵ありて白鳥陵といふ

○綺の宮は或説に陸奥郡の高宮なりと

しみたまふことおぎりなし。群卿百寮におほせて、伊勢國能褒野よとさめたてまつられしに、白鳥となりて、大倭の國をととして、琴原にとゞまれり。そのところに、また陵をつくらしめられければ、またとびて河内の古市にとゞまる。そのところに陵をとさだめられしほど、白鳥また飛て天にのぼりぬ。よりて三の陵あり。かの草薙の劔も、宮簀媛あがめたてまつり、尾張にとゞまりたまひき。今の熱田の神にましましき。五十一年秋八月、武内宿禰を棟梁の臣とせり。五十三歳秋、小碓尊のたいらげし國をめぐり見まよむとて、東國に幸したまひき。十二月あづまよりかへりて、伊勢の綺の宮にましましき。五十四年秋伊勢より大倭にうつり、纏向の宮にかへりたまひき。天下をとさめ給ふこと六十年、百四歳おまし

○志賀の高穴穂宮は滋賀郡にあり

第十三代成務天皇は、景行第三の子、御母は八坂入姫、八坂入皇子崇神の御子の女なり。日本武尊、日嗣をうけたまふべかりしに、世をはやくましくしおば、この帝立たまひき。辛未の年即位、近江の志賀の高穴穂の宮にましましき。神代より十二代は、大倭の國にましくしき。景行天皇の末つかた、この高穴穂にましくしきこの時はじめて他國にうつり給ひき。三年の春、武内宿禰を大臣とせり。大臣の考、こゝにはじまる四十八年の春、姪の仲足彦尊日本武尊の御子とたて、皇太子とせり。天下をとさめたまふこと六十一年、百七歳おましき。

第十四代第十四世仲哀天皇は、日本武尊第二の子、景行の御孫なり。御母は、兩道入姫、垂仁天皇の女なり。大祖神武より第十二代景行までは代のまゝに繼體し給ふ。日本武尊世をはやくし給ひぬ。この天皇を太子としてゆづりましくしより、代とかはれるハ

○皇子を誕生すことば
仲哀天皇九年十二月の
本より、御誕生の地は
筑紫国都賀郡宇津村な
り、應神紀に生於筑
紫之坂田と見え

○三韓の年國公に御
紀曰、是以新羅王、常以
八十餘之朝、其子日本
國、其是之孫也。於是高
麗、百濟二國王、自來子
以外、即頭而致曰、從今
以後、永稱四鄰、不絕朝
貢、故因以家內官末、是
所謂之三韓也とあり

○十四年 一六十八年
に作る

○道々のたぐみ云々
日本紀に應神天皇の朝
に、世に天孫の朝に漢、魏
諸國を召させられたる
よしあり

げたまひき。神代より年序ひきしくつれりしに、かく神威をあらはし給ひける。不測の御事なるべし。海中にして如意の珠を得給へりき。さて筑紫にへりて、皇子を誕生せり。應神天皇にてまします。神の申し給ひしによりて、これを胎中の天皇とも申せり。皇后攝政して、辛巳のとしより天下をしらせ給ひぬ。皇后いまだ筑紫にましくし時、皇子の異母の兄、忍熊王謀叛をおこして、ふせぎ申さんとしければ、皇子をば武内大臣にいたがせたてまつり、紀伊の皇后はすてに難波につき給ひて、ほどなくその乱をたいらげられにき。皇子おとなびたまひしに、皇太子とせり。武内大臣、専ら朝政を輔佐し申けり。大倭の磐余稚櫻の宮にましましき。これより三韓の國年ごとに御調をとせ、この國よりもの國に鎮守のつゝるを定められたるは、西蕃相通じて國家とみまひ

なりき。またもろこしへも使をつつみえされけるにや。倭國の女王、遣使來朝すと、後漢書に見えたり。元年辛巳の年、漢の孝獻帝二十三年にあたる。漢の代はしまりて、十四代といひし時、王莽といふ臣位をうばひて、十四年ありき。その後漢にへりて、また十三代孝獻の時に、漢は滅びにき。この御代の十九年己亥に、獻帝位をさりて、魏の文帝にゆづらる。これより天下みつにおいれて、魏、蜀、吳となり、吳ハ東によれる國なれば、日本の使もつづ通じけるにや。吳の國より、道々のたくみなどもておわたされき。また魏の國にも通せられけるを見えたり。四十九年乙酉といひし年、魏また滅びて晉の代にうつりき。蜀の國は、三十年癸未に、魏のために破られ、吳ハ魏を討つる。この皇后、天下をとめたまふこと六十九年、一百歳おましく

○輕嶋豐明宮は高市郡にあり
○博士ハ阿直岐なり

○異朝の一書は晉書傳の平をいふなるべし太平御覽に魏志を引きて書けりたるなり
○昔日本は三韓と同種なりといふ事云々日本後紀曰、大同四年二月辛亥、勅倭漢魏唐帝諸國、天御中主尊標爲始祖、至如智王、吳王、高麗王、漢高祖命等、接其後裔、倭漢魏唐諸國、天宗、感民迷教、神祇實進、若有執情隱匿、非官不進者、寧死之日、必處重科云々とあり
○宋葉暉傳の地にありたり、日本紀の一書に十萬里、神皇正統記其十五戸萬里之國云々とあり

第十六代第十五世應神天皇は、仲哀第四の子、御母ハ神功皇后なり胎中の天皇とも、または譽田天皇ともなづけられたまはつる。庚寅の年即位、大倭の輕嶋豐明の宮にましましき。この時百濟より博士をめし、經史をつたへらる。太子以下これを學びならひき。この國に經史、れよび文字ともあることは、これよりはじまれりとぞ。異朝の一書の中に、日本は吳の太伯の後なりといふことあり。かへすト、あたらしぬことなり。むかし日本は、三韓と同種なりといふことのありしもの書ぞ。桓武の御代に焼けてられしなり。天地ひらけてのち、秦蓋鳥尊、韓の地にいたり給ひきなどいふ事あれば、おれらの國々も、神の苗裔ならんこと、あながちくるしみなきや。それすらむかしよりもちゑざることなり。天地神の御末なれば、なにし御代くだれる吳の太伯のちにはあるべき。三韓

震旦にしてより以來、異國の人、たほくこの國に歸化しき。秦のすゑ漢のすゑ、高麗、百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしよりて、姓氏錄三卷といふ文をも作られき。それハ人民にとりての事なるべし。異朝にも、人のこゝろもちよちなれば、異學のとも、おらのいひいだせる事か、後漢書よりぞ、この國のこととば、あらくゝとるせる。符合したることもあり、またこゝろえぬ事もあるにや。唐書には、日本の皇代紀を、神代より光孝の御代まであきらむにのせり。さてこの御時、武内大臣、筑紫ととめんに、彼國につまはされけるころ、弟の讒によりて、すてに追討せられしと、大臣の僕眞根子といふ人あり、かほかたち大臣に似たりければ、相おはりて誅せらる。大臣はしのびて都にまうて、科なきよしとあきらめなき。上古神靈のあるじなほい

○弟は甘美内宿禰とす

表形の池は豊前にあ
り、後恐くは豊前のあ
やまひなるべし

るあやまひをましまし、むば、未代いひていつしませたまはざ
るべき。天皇天下を治め給ふこと四十一年、百十歳おましくき。
欽明天皇の御代にはじめて神とあらはれて、筑紫の肥後の國菱
形の池といふところにあらはれ給ひき。我は人皇十六代、磐田の
八幡麻呂なりとのたまひき。磐田はもとの御名、八幡は垂迹の号
なり。後に豊後國宇佐の宮にしづまり給ひしが、聖武天皇東大寺
を建立の後、巡禮し給ふべきよし託宣ありき。よりにて威儀をと
のへてむかへ申さる。また神託ありて御出家の義ありき。やがて
かの寺に勸請したてまつらる。されどなほ、敕使などは宇佐にま
ありき。清和の御時、大安寺の僧行教、宇佐にまうてたりしに、靈告
ありて、今の男山石清水にうつりましまさき。爾來行幸も奉幣も
石清水にあり。一代一度宇佐へも敕使をたてまつらる。むかし

○三千餘座 延喜式に
天神地祇三十一百三
十二座とあり

○八幡御託宣條々奉
續日本紀に孝靈天皇天
平勝元年十一月己酉
八幡大神託宣向京とみ
ゆ

○三業 身、口、意なり

孫あまくだり給ひし時、御供の神八百万ありき。大物主の神した
がへて天へのぼれりしも、八十万の神といへり。今までも幣帛を
たてまつらるゝ神、三千餘坐なり。しむるに天照大神の宮になら
び、二所の宗廟として、八幡をあふぎ申さるゝこと、いとたふとき御
事なり。八幡と申す御名も、御託宣に、得道來不動法性樂八正道
垂權迹皆得解脱苦衆生故号八幡大菩薩とあり。八正とは、内典
に、正見、正聞、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定惠、これを八正
道といへり。おほよそ心正なれば、身口はれのづから清まる。三業
に邪なくして、内外真正なると、諸佛出世の本懐とせり。神明の垂
迹も、またこれがためなるべし。また八方に八色の幡をたつる
ことあり。密教のならひ、西方阿彌陀の三昧耶形あり。そのゆゑ
にや、行教和尚に、彌陀三尊のかたちにて見えさせたまひけり。

光明袈裟くわうみやうさの上うへにうつられましくけるを頂戴ちやうたいして、男山おとこやまにハ安置申まかしけるとぞ。神明しんめいの本地ほんぢをいふことは、たしかならぬたぐひおほけれど、大菩薩だいぼさつの應迹おうせきは、むかしよりあきらかなる證據しやうこおはしますにや。あるひはまた昔むかし於お靈鷲山りやうじゆざん說せつ妙法花經めうぽうけとも、あるひは彌勒みらくなりとも、大自在王菩薩だいざいざいおうぼさつなりとも、託宣たくせんし給ふ中なかにも八正の幡ばんをたて、八方はつぱうの衆生しゆじやうを濟度きやくし給ふ本誓ほんせち、よくくおひ入てつごうまつるべきにや。天照大神あまてらすかみも唯正直ただただただをのみを御こゝろとしまへる。神鏡かみかざりをつたへましくしことのおこりは、さきにもしるしはべりぬ。また雄略おしりやく天皇二十三年の冬十一月に、伊勢の神宮いせのみやの新嘗あたらなみのまつり夜よふけて、かたへの人人ひとびとまかりいで、後のち、神主かみぬし物忌ものいみばかりとゞまりたりしに、皇大神すめみかみ豐受とようけの大神おほいのかみ、倭姫命やまとひめのみことに、りて託宣たくせんしたまひしに、人はすまはち天下あめのみちの神物かみものをり、心神こころをや

ぶることなかれ、神はたるゝに祈禱いのちをいさぎよしとし、冥よみはくはふるに正直ただただを以て本とすとあり。同二十三年二月に、かきねて託宣たくせんし給ひしに、日月ひとつきは四洲ししゆをめぐり、六合ろくごをてらすといへども、正直ただただの頂たかをてらすべしとあり。されば二所宗廟ふたところのつとめの御心みこころをまらんと思はゞ、たゞ正直ただただをさきとすべきなり。大方天地おほいなるあめとちのあいだありとある人、陰陽いんやうの氣いきをうけたり。不正ただよにしてたつべからず。ことさらこの國くにハ神國かみくになれば、神道かみちにたゞひては一日ひとひも日月ひとつきをいたゞくまじきいはれなり。倭姫やまとひめの人ひとにをしへたまひけるは、黒くろきこゝるなるとして、丹心にこころをもちて、清潔きんせつく齊慎せいしんし、左ひだりの物を右みぎにうつさず、右みぎの物を左ひだりにうつさざるとして、左ひだりを左ひだりとし、右みぎを右みぎとし、左ひだりにあり、右みぎにめぐることども、万事ばんじたゞふことなくして、大神おほいのかみにつかひつれ。元々もともと本々もともとするゆゑなりとなん、まことに君きみに仕へ、神かみにつかひ

國を治め人をして仁とすること。もしも仁とさればええんべ。少しのことでも仁とせよとあるればおほきにあやまる本となる。周易に、霜を履て堅氷にいたるといふことと孔子釋して宣く、積善の家に餘慶あり不善の家に餘殃あり君を殺し父を殺すこと、一朝一夕の故にあらざらん。臺鼈も君をゆるめせにすることゝるをききすものは、おほく亂臣となる。芥蒂も親をれるものにさるゝあたもあるものは、たして賊子となる。このゆゑに、いにしへ聖人道ハ須臾もはなるべしとぞ。靡も、道を道にあらずとけり。但しその末をまなびて源をさぐるめざれば事には、おぼして、おほひとぞあやまるあり。その源といふは、ことゝるに一物をたたくゝんをさらん。しむも虚無の中にとらざるべしとぞ。天地あり君臣あり善惡のむくいは影ひんをのことゝるべし。

○積善の家云々
易經の文言傳に見ゆべし

れが欲せずして、人を利するをさきとして、境々に對すること。鏡の物を照することとく、明々としてまよはざらんぞ。まことの正道といふべしにや。代くだれりとして、みづからいやしむべからず。天地のはじめは、今日をはじめとする理あり。まかのみならず君も臣も、神をまつことゝは、おほくつねに冥の知見たがいにかへりみ。神の本誓をとりて、正に居せんことをことゝるさし、邪ならむ事を思ひたまふべし。

第十七代、仁徳天皇を、應神第一の子、御母を仲姫命、五百城入彦皇子（素戔尊の女なり）、大鶴鷄尊と申せり。應神の御時、菟道稚郎子と申すは、最末の御子にてましくしとぞ。うつくしみたまひて、太子にたてんとおぼしめしけり。兄の御子達、うけがひたまひしによりて、應神よるこびまして、菟道稚を太子とし、この尊を輔佐になん

○菟道稚郎子
續本菟道稚の皇子に非れり

○御兄達太子と云々
 是は皇兄大山守命皇太子と
 得むとはかられし事と
 いふ

○難波高津宮は國津東
 成郡安國寺原の北原
 山の東の津なり

きためたまひける。應神のくれましくしむば御兄たち太子を
 うしなはんとせられし事この尊をとりて太子と意を一にして
 おれを誅せられにき。こゝに太子天位を尊にゆづり給ひ尊かた
 くいなみ給ひき。三年になるまでたおひにゆづりて位をむなし
 くせり。太子は山城の宇治にまし尊は攝津の難波にましけり。國
 々の御つぎ物もあなたをなたにうけとらすして。民の愁へとな
 れりしむ。太子みづからうせ給ひぬ。尊おとろきなげき給ふ事か
 きりなし。されどのおれまますべき道ならねば癸酉の年即位。攝津
 國難波高津の宮にまししむ。日嗣をうけ給ひしより。國をしづ
 め民をあはれみ給ふこと。ためしもまれなり。御たぼえごとに
 や。民間のまづしきことおぼして三年の御調をとめられぬ
 高殿に昇りて見たまはばにきはくみえけるにより。高屋に

○高屋に云々
 此は仁徳天皇の御製に
 のちやとては新古今集
 のにや且日本紀をらた
 等にも見えず日本紀を
 定歌にも得大御行左近
 在歌にも得大御行左近
 行大將藤原朝臣時平
 カドノノニホリテミレ
 アリテイマシトミシケ
 とあれどこれを誤り傳
 へしならむ日本
 ○國々の民云々
 起日十年冬十月日本
 皇後以時造宮云々
 品以未時造宮云々
 悉成於今朝聖帝也
 とありたり

のぼりて見れハ烟たつたみのままとはにぎはひにけり。とがよ
 ませまどくける。さてなほ三年をゆるされければ宮の中やぶ
 れて雨露もたまらずみやびとのころもやつれてそのよそほひ
 もまつたおらず。帝はこれをたのしみとなんおぼしめまける。か
 くて六年といふに。國々のたみれのくまもりあつまりて。大宮
 づくりし。いろくの御調をそなへはむとぞ。ありおたりし
 御政なるべし。天下を治め給ふこと八十七年。百十歳にましく
 き。

第十八代履中天皇は仁徳の太子御母を磐余姫命葛城襲津彦の
 女なり。庚子の年即位。また大倭の磐余稚櫻の宮にまししむ。後
 の稚櫻の宮と申せり。天下を治め給ふ事六年。六十七歳おまし
 しむ。

○丹比崇徳宮は丹波郡にあり

第十九代、反正天皇は、仁徳第三の子、履中同母の弟なり。丙午の年即位、河内の丹比崇徳の宮にましましき。天下を治め給ふ事六年、六十歳にましくき。

○明選日香宮は高市郡にあり

第二十代、允恭天皇は、仁徳第四の子、履中反正同母の弟なり。壬子の年即位、大倭の遠明日香の宮にましましき。此御時までは、三韓の御調年々にいはらざりしに、是より後には常にまことたりけりとなん。八年己未にあたりし年、もろこしの晋ほろびて、南北の朝となる。宋、齊、梁、陳、あひつぎてきたる。これを南朝といひ、後魏、北齊、後周、つぎつぎにこれこれりしを北朝といひ。百七十余年は、からひてたちたりき。此天皇天下を治め給ふ事四十二歳、八十歳にましくき。

第二十一代、安康天皇は、允恭第二の子、御母は忍坂大中姫、稚野毛

○穴穂宮は山邊郡田村にあり
○その妻は中津姫なり

二派の皇子、御神の女なり。甲午の年即位、大倭の穴穂の宮にましましき。大草香皇子、まごころして、その妻をとりて皇后とせり。かの皇子の子、肩輪の王、まごころして母にしたがひて、宮中に入らしけり。天皇、高樓の上に酔ふたまひけるまごころひて、まごころして、大臣、葛城の圓が家ににげまごころぬ。この天皇、天下を治め給ふ事三年、五十六歳にましくき。

○泊瀬朝倉宮は城上郡にあり
○性猛く、葛城山にて怒猪をつまみ、ひし事神懸とほし、言主神と遊び給す世の嗣なからざり

第二十二代、雄略天皇は、允恭第五の子、安康同母の弟なり。大泊瀬尊と申せり。安康ころされたまひし時、肩輪王、および圓大臣を誅せらる。あまのこころにみせられざりし、市邊押羽皇子をまごころして、位に即給ひき。今年丁酉の年なり。大倭の泊瀬朝倉宮にましましき。この天皇、性猛くまごころけきまごころ、神に通じたまごころとぞ。二十一年丁己冬十月に、伊勢の皇大神、大倭姫命にまごころ

○垂仁天皇の御代云々
此は二十五年の事なり

○内外宮 村上天皇の
御子の頃より大神を
に座すか故に内宮と申
せり聖受大神は外に申
すれば外宮と申せりと
○雄事記に雄事天皇即
位廿一年丁巳皇太神宮
御託宣我皇奉任之
時先可祭我皇也然
後我皇祭可祭也

○この神天降りて云々
垂仁天皇の御代に天降
り給ひしにはわらす
に神代に降りまし
たなり

○垂仁天皇の御代云々

しへて、丹波國與謝の眞名井原よりして、豊受の大神をむかへた
てまつらる。大倭姫命奏聞し給ひしによりて、明年戊午の秋七月
に、敕使を遣して迎へたてまつる。九月に度會の郡山田原の新宮
よしづまりたまひき。垂仁天皇の御代に、皇大神五十鈴の宮にう
つらしめ給ひしより、四百八十四年よなむなりにける。神武のは
じめより、すでに千百餘年になりぬるにや。またこれまで大倭姫
命垂仁の御代に存生し給ひしかば、内外宮のつくりも日の少宮の圖形文形
によりて、なさせ給ひけりとぞ。そもくこの神の御こと、異説ま
しませり。外宮に、天祖天御中主神と申傳へたり。されば皇大神
の託宣にて、この宮に祭とせむにせらる。神をともみ奉まつるも、
先この宮とせむとせり。天孫瓊々杵尊、この宮相殿にましますに
よつて、天兒屋命、天太玉命も天孫につき申て相殿にましますなり。こ

れより二所大神宮と申せり。丹波よりうつらせたまひけること
いむかし豊鋤入姫命神の御女天照大神を頂戴して、丹波の吉佐
の宮にうつり給ひけるころ、この神あまくだりて一所にたはし
ませり。四年ありて、天照大神はまた大倭にうつらせ給ひしと、道
主命といふ人いつき申けり。いにしへは、この宮にて御饌をと
のへて、内宮へも毎日におくりたてまつりしと、神龜年中より外
宮に御饌殿をたて、内宮のとも一所にたてまつるとなん。かや
うの事によりて御饌の神と申を説あれど、御食と御氣との兩義
あり。陰陽元初の御氣なれば、天狹霧國狹霧と申を御名もあれば、
なほさきの説を正とすしと。天孫さへ相殿にましますれば、御
饌の神といふ説は用ゐるがたきにや。この天皇、天下を治めたまふ
事二十三年、八十歳にましくさ。

○勢余璽栗宮は十市郡にあり

○皇女一人は飯豐宮皇女なりこの皇女も共に隠れまししやうされたまはしからず角刺宮にましまししとぞ
○皇子二人は雄計王と弘計王となり又王守初丹波國に隠れましつれまはししとぞ
○この時ハ播磨明石郡にまししなり

○近明日香八鈎宮は高市郡にあり

○雄略の我父の皇子云々日本紀曰く顯宗天皇二年八月己未朔、天皇御太子雄計曰く、吾父雄王無邪、而大治國々々、顯宗其後、雄略投、今以此紀不亦、雄計太子雄計云々、乃曰く、不可云々也、乃曰く、○石上廣高宮は山邊郡にあり

○泊瀬列城宮は城上郡にあり
○顯宗としてなすは、ふととたしは百濟の末多王の事なりとぞ

第二十三代、清寧天皇は、雄略第三の子、御母は韓媛、葛城の園大臣の女なり。庚申の年即位、大倭の磐余璽栗の宮にましましき。誕生のハじめ白髪にればしければ、しらがの天皇とぞ申ける。御子おかりしおば、皇胤の絶ぬべきことをなげき給ひて、國々へ敕使をつとめ、ハして皇胤を求めらる。市邊押羽皇子、雄略にころされたまひし時、皇女一人、皇子二人ましける。丹波の國にくれ給ひけるを求め出で、御子にしてやしなひたまひけり。天下を治め給ふ事五年、三十九歳にましくき。

第二十四代、顯宗天皇は、市邊押羽皇子第三の子、履中天皇の孫なり。御母黃姫、饒臣の女なり。白髪の天皇養ひて子とたまひき。御兄仁賢、まづ位につき給へりしと相ともにゆづりまし、おは、同母の御姉飯豐尊、しばらく位に居たまひき。されとやがて顯宗さ

だよりましくしによりて、飯豐天皇とば日嗣にはおつたてまつらぬなり。乙丑の年即位、大倭の近明日香八鈎の宮にましませり。天下を治め給ふ事三年、四十八歳にましくき。

第二十五代、仁賢天皇は、顯宗同母の御兄なり。雄略の我父の皇子を殺し給ひしとぞうらみて、御陵をほりて御屍をばつらめんと宣ひしとぞ。顯宗いさめまじしくしにより、徳のたよばざることを耻て、顯宗とぞきだて給ひけり。戊辰の年即位、大倭の石上廣高の宮にましましき。天下をぞとめ給ふ事十一年、五十歳おましましき。

第二十六代、武烈天皇と、仁賢の太子、御母は大娘皇女、雄略の御女なり。己卯の年即位、大倭の泊瀬列城の宮にましましき。性おなくまとして、惡としてなすことなし。よつて天祚もひさし

にこの天皇の御事
の如く記されたるは
御事なりといふ口
傳し事

仁徳の御事と聖徳の御事と。この皇胤にたえに
き。聖徳の御事なるは百代にまつる御事とこそ見えたれど不徳の
子孫あらばその宗をほろぼすべき先隣甚おほき。されば上古の
聖賢は、子なれども慈愛にたげれず、器にあらざればつたふるこ
となし。堯の子丹朱不肖なりしは舜にまつけ、舜の子商均また
ふせうにして、夏の禹にゆづられしは、ことし。堯舜よりこなたに
え、なほ天下をわたくしにするゆゑ、やゝのなからず子孫につたふ
ことなりしは、禹のふち然暴虐にきて國をうしなひ、殷の湯、聖徳
ありしは、紂の時、無道にして永くほろびにき。天竺より佛滅度
百年の後阿育といふ王あり、姓を孔雀氏、王位につきし日、鐵輪飛
くだつて轉輪の威徳を得て、閻浮提を統領せり。あまつとへもろ
くの鬼神としたまひり。正法をもつて天下をさめ、佛理に道

○三寶は佛法僧といふ
舍利の御事の御事なり

○迦多羅王といふは
佛を奉じて名を
成さんと國中に
大た佛教を破
りて沙門の頭
めたり

○十八歳 異本五十八
歳に作る

○應神天皇の御子
の御事なりといふ
御事なりといふ
御事なりといふ

じて三寶をあらむ。八万四千の塔をたて、舍利を安置し、九十六
億千の金をすて、功德よほとせむ。人なりき。その三世の孫佛
沙密多羅王の時、悪臣のすゝめにより、祖王のたてたりし塔を
破壊せんといふ惡念をこころもろくの寺をやぶり、比丘を殺
害せり。阿育王のあがめし、雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼたんこせ
しに、護法神いかりとなり、大山化きて、王によび四兵の衆をたし
ころせり。これより孔雀の種、これたひよき。いれば先祖大いな
る徳ありとも、不徳の子孫、宗廟のまつりたひんことうたがひ
あし。この天皇天下をさめたはふこと八年、十八歳にましまし
た。

○皇命王國諸將十市部
 ○兄弟相繼れて云々の
 半は仁徳天皇廿四年十
 年三月の條あり

その子男大迹王と申きは、この天皇にましましき。御母は振媛、
 仁七世の御孫なり。越前の國にましましけり。武烈のくれたまふ
 て、皇胤たひにまひば、群臣すれへなげきて、國々にめぐりまひき
 皇胤をもとめたてまつりけるに、この天皇王者の大度まして、
 龍のいさほひ世々にこの給ひけるにや、群臣相議つてむかへた
 りまつる。三たひまで謙讓したまひけれど、つるに位に即位たまひ
 き。今年己丑のとしなり。武烈のくれたまひてのち二年位をむかひてのち大倭の磐余玉穗の宮にま
 しまひき。仁賢の御女、手白香皇女を皇后とせり。即位したまひし
 より、まことに賢王にましくき。應神御子、たほくきこひたまひ
 して、仁徳賢王にまつたへまほしき。御すあたえにき。準総別の
 御末にてのく世をたまたせ給ふこと、いひなるゆゑに、おぼつ
 かなし。仁徳をば大鷦鷯尊と申せり。仁徳の御代に、兄弟たはふれ

○諸王 諸本諸王に作
 子自親王以外並諸
 不親王五世並見
 一給はむにせりては
 一本給はむとまはに作

て、鷦鷯は小鳥なり、準は大鳥なりとあらそひ給ふことありき。準
 の名にあらそひて、すゑの世とつけし給ひけるにや、まろことにも
 かゝるためあり。名をうつくること、まろしきみたるすべき
 ことにや。それらのつらみ天命なりといはく。凡慮のたまふべ
 きにあらず。この天皇のたち給ひしこと、おのひのほひなる御
 運と見ぬらんべし。但し、皇胤たひぬべかりし時、群臣は、おらひも
 とめたてまつりて、賢名によりて天位をつたへ給へり。天照大神
 の御本意にこそと見ぬたれ。皇胤にその人ましまらん時は、賢諸
 王おぼさともいひて、望みどなし給ふべき。皇胤たひたまはん
 にとりては、賢にて天日嗣にそなひり給へんこと、すなはちまた
 天のゆるすところなり。此天皇をば、我國中興の祖宗とあふぎた
 てまつるべきもの。天下をさめ給ふこと二十五年、八十二歳

にましくき。

第二十八代、安閑天皇ハ、繼體の太子、御母は日子姫、尾張の草香連の女なり。甲寅の年即位、大倭の勾金の宮にましましき。天下を治め給ふ事二年、七十歳にましくき。

第二十九代、宣化天皇は、繼體第二の子、安閑同母の弟也、丙辰のとし即位、大倭の檜隈廬入野の宮にましましき。天下を治め給ふこと四年、七十三歳にましくき。

第三十代、第二十一世、欽明天皇は、繼體第三の子、御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり。丙辰にましくし、この天皇の御すゑ世をたもたまひき。御母方も仁徳のなごれにましませば、なほもその遺徳つぎをたまりたまひけるにや。庚申のとし即位、大倭の磯城嶋の金刺の宮にましましき。十三年壬申十

○勾金宮、異本勾倉宮のつくろ、悉くは勾倉の下に橋の字を脱したるこの宮蹟、高市郡曲川村にあり

○檜隈廬入野宮は高市郡にあり

○磯城嶋金刺宮は城上郡にあり

○群臣は物部大連尾張中臣連藤原等と云ふ

○私に掛ひ仕へ奉る人、は蘇我額目等を指したるなり

月に百濟國より佛法僧をわたしけり。この國は傳來のはじめなり。釋迦如來滅後一千十六年にあたれる年、もろこしの後漢の明帝永平十年に、佛法はじめてこの國よつたはる。それよりこの壬申の年まで四百八十八年、もろこしよは、北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の文帝にも即位三年なり。簡文帝の父をば武帝と申き。大佛法をあげめられき。この御代のはじめつきたハ、武帝同時なり。この法はじめて傳來せし時、他國の神をあげたまへんこと、わが國の神應にたがふべきよし、群臣がたく諫め申けるに、よりてすてられき。されどこの國ハ三寶の名を聞ことハ、この時にはじまる。またわたくしにあげつがへたてまつる人もありき。天皇聖徳ましくして三寶を感ぜられけるにこそ群臣のいさめよよりて、其法をたてられすと、いふとも、天皇の勅志にあはる

○難波の堀江は大和の
難波寺の邊にあり、
津國なるは異なり

○磐余國田宮は十市
郡にあり

○麻戸皇子國姓のとき
巡行して麻の能に至り
給ふときは生れあそび
しければ御名に預はし
たるなり

○池邊列槻宮は十市郡
にあり

○守屋の大連は申す
日本紀曰、用明天皇三
年四月、天皇御宇、
朕思欲三寶、
之云々、
與中臣、
何背國、
神也云々

○倉橋宮は十市郡倉橋
村にあり

るにや。むかし佛在世に、天竺の月蓋長者鑄たてまつりし彌陀三尊の金像を傳へて、渡したてまつりける。難波の堀江にすてられたりしと、善光といふものとり奉つりて、信濃の國に安置し申しき。今の善光寺これなり。この御時、八幡大菩薩はじめて垂迹し申しき。天皇天下を治めたまふこと三十二年、八十歳にましくしき。第三十一代、第二十二世、敏達天皇ハ、欽明第二の子、御母は石姫皇女、宣化天皇の女なり。壬辰の年即位、大倭磐余譯語田の宮にましましき。二年癸巳の年、天皇の御弟豊日皇子の妃、御子を誕生せり。麻戸皇子にましましき。生れ給ひしより、さまじくの奇瑞あり。たゞ人にはましまさざ。御手をにぎり給ひしと、二歳まで東方よびきて、南無佛とてひらき給ひしは、一の舍利ありき。佛法流布のために、權化とたまはる事うたひひなし。佛舍利は、今に大倭の法

隆寺よあがめたてまつる。天皇天下を治め給ふこと十四年、六十一歳おましくしき。第三十二代、用明天皇は、欽明第四の子、御母ハ、堅鹽姫、蘇我稻目大臣の女なり。豊日尊と申せり。麻戸皇子の父におたままき。丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮にましましき。佛法をあげて、我國は流布せんとし給ひけるを、弓削の守屋大連かたづけ申しつゝ、めに叛逆におよびぬ。麻戸皇子、蘇我の大臣と心を一にして、誅戮せらる。則佛法をひろめられにけり。天皇天下をまめ給ふこと二年、四十一歳にましくしき。第三十三代、崇峻天皇は、欽明第十二の子、御母ハ、小姉君娘、これも稻目の大臣の女なり。戊申年即位、大倭の倉橋宮にましましき。天皇横死の相見え給ふ。つゝしみますべきよしと、麻戸皇子奏し給

○かの大區のためは統
され給ひき云々日本
紀曰、崇峻天皇五年冬
十月丙子、有獻山積、天
皇指指謂曰、何謂加
此指之類、斷朕所願之
人云々、壬午、蘇我馬子
宿禰、聞天皇所語、悲
於己、拍案奮者、獻於天
皇、十一月乙巳、馬子宿
禰云々、乃使東宮直駒
殺于天皇也云々

○小墾田宮は高市郡に
あり
○飯豐皇女を歷代に數
へたれば女帝と申し奉
るは此君にこそあらむ

○國國は左傳曰、因
公二年、晉侯使太子申
生伐東山、平海氏、太子申
謀曰、太子申、宋昭公孫
之孫也、以朝夕視君若
君也、故曰太子、君行財
守、有守從、故曰太子、
太子曰國、古之制也、云
々を見たり

○諸臣 守屋に諸臣で
云々をば云々云々

○佛世は佛道のなり云々

○伽藍とは佛塔にて佛
舎に佛を佛道を修むる
處寺とも云々

○十二階 大徳、小徳、
大仁、小仁、大禮、小禮、
大信、小信、大義、小義、
大智、小智、これなり

○十七箇條法法の條々
は左の如し
一曰、以初爲貴、無忤
爲宗、人各有業、少遊者
是以成不願君父、作違
于鄰里、然上利下睦、諸

ひけりと云。天下をさめ給ふこと五年、七十二歳たましき。
ある人いはく、外舅蘇我馬子の大臣と御中あしく、かの大區のた
めに弑され給ひきともいへり。

第三十四代、推古天皇は、欽明の御女、用明同母の御妹なり。御食炊
屋姫尊と申せり。敏達天皇の后としたまひき。崇峻
かくれたまひしかば、癸丑のとし即位、大倭の小墾田の宮にまし
ましき。むかし神功皇后、六十餘年天下を治め給ひしごとく、攝政
と申して、天皇とを号したてまつらざるにや。この帝は正位に即
たまひけらにまそ。厩戸皇子を皇太子として、万機の政をまかせ
たまひぬ。攝政と申しき。太子の監國といふこと、あれど、それは
さばらくのことなり。これはひとへに天下をさめ給ひけり。太
子聖徳ましきかば、天下の人あぶること日のごとく、つくこと

雲のごとし。太子いまだ皇子にてましまし、とき、逆臣守屋を誅し給
ひしより、佛法はじめて流布しき。まして政をいらせたまへば、三
寶をうやまひ、正法をひろめたまふこと、佛世にもことならざ。ま
た神慮自在にましましき。御みづから法服を着して、經を講じ
給ひしかば、天より花をふらし、放光動地の瑞ありき。天皇群臣、た
ふとみあぶめたてまつること佛のごとし。伽藍をたてらるること
と四十余箇所におよべり。またこの國に、むかしよりひとすな
ほにして、法令などもさだまらざ。十二年甲子に、はじめて冠位と
いふこととさだめ、冠のしなよりして、上下とさだむるに十二階
あり。十七年己巳に、憲法十七ヶ條をつくりて、奏し給ひき。内外典
のふらぎ道とさぐりて、むねをつんまやあよして、つくり給ひる
なり。天皇よろこびて、天下に施行せしめたまひき。このころほひ

○己丑 山本發丑に作

○岡本宮は高市郡岡村にあり

しき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫にましましき。また太子御病にふ
いたまひし時、天皇この皇子を御使としてとふらひましく、天
下の事を太子の申つけ給へりけるとぞ。己丑の年即位、大倭の高
市の郡岡本の宮にましましき。この即位のとはは、もろこしの唐
の太宗のまじめ、貞觀三年よあたれり。天下を治め給ふ事十三年、
四十九歳にましくき。

第三十六代、皇極天皇は、茅渟主の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の曾
孫なり。御母は吉備姫の女王と申しき。舒明天皇に后とし給ひき。
天智、天武の御母なり。舒明かくれまして、皇子をさなくおとしま
し。いば、壬寅のとし即位、大倭の明日香河原の宮にましましき。
この時に蘇我蝦夷の大臣、皇子ならびにその子入鹿朝權を専らに
して、皇家をないがしろにするこころあり。その家を宮門といへ

○明日香河原宮は高市郡岡村と飛鳥村との間にあり

○御子達は山背大兄王を指したるなり

○入鹿を殺しは四年六月三日百進の時にて
○蝦夷も家に火をつけ
てうせぬ。日本紀曰、
四年六月己酉、蘇我臣
蝦夷等、山背大兄皇子
御子珍賀、船史、天皇
御取所、焼死す。而奉
中大兄とあり。遺體とい
ふべしにこそ

り。諸子と皇子となんいひける。上古よりの國記重寶みな、私宅に
はこび置いてけり。中にも入鹿悖逆の心はなほだし。聖徳太子の御
子達の科なくましくしども、ほろぼしたてまつる。ここに皇子
中大兄と申すは、舒明の御子、この天皇御所生なり。中臣鎌足連と
いふ人と、こころをひとつよして入鹿をころしつ。父蝦夷も家に
火をつけてうせぬ。國記の重寶は皆滅びにけり。蘇我の一門久し
く權をとりしむども、積惡のゆゑにやみなほろびぬ。山田石川麻
呂といふ人が、皇子とこころをいよはし申によりほろぼされけ
る。この鎌足の大臣は、天兒屋命二十一世の孫なり。むかし天孫あ
まくだり給ひし時、諸神の上首にて、この命ごとに天照大神の敕
をうけて、輔佐の神にましましき。中臣といふことは、二神の御中
にて、神の御こころをやすらび申し給ひけるゆゑとぞ。その孫天

種子命神武の御代に祭事をつむごころ。上古は神と皇と一にま
 しくしめば祭事をつむごころはすなはち政をとれるなり。政の字の
 誤にて
 へしその後天照大神はじめて伊勢の國にしづまりまし、時、種子
 命のすゑ大鹿嶋命祭官になりて、鎌足大臣の父小徳冠御食子ま
 てもその官につむごたり、鎌足にいたりて大勳をたて世に寵せ
 られむによりて祖業をたこし、先烈をまやめられける。無止事
 なり。且は神代よりの餘風なればまごころを理りごころたほえ
 けれ。後に内臣に任じ大臣に轉じ大織冠となす。正一世の
 名なりまた中臣を
 あらためて藤原の姓を給へり。内臣に任ぜり
 ありしはこの御代にこの天皇
 天下を治めたまふごころ三年ありて、同母の御弟、輕王にゆづり給
 ひき。御名を皇祖母尊とぞ申ける。

第三十七代、孝德天皇は、皇孫同母の弟なり。乙巳のとき即位、攝津

○皇孫同母は四威部
 たり

○八省は中務、式部、民
 部、治部、兵部、刑部、大
 納言、内膳とす

國長柄豐崎の宮よましよごころ。この御時はじめて、大臣を左右に
 わかたす。大臣は成務の御時、武内宿禰はじめこれに任ぜり。仲
 哀の御代に、また大連の官をもたへる。大臣、大連ならびて政をと
 り。この御時、大連をやめて、左右の大臣とせり。また八省百官を
 さだめらる。中臣、餘足を内臣になしたまひき。天下をととめたま
 ふごころ十年、五十九歳にましくき。

第三十八代、齊明天皇は、皇極の重祚なり。重祚といふごころ、本朝
 にはごころにいとまれり。異朝には、殷の太甲、不明なりしめば、伊尹
 これを桐宮にしりぞけて、三年政をとれりき。これを帝位とすつ
 るまではなきにや。太甲あやまちを悔て徳をととめしめば、本
 ごとく天子とせり。晋の世に桓玄といひまもの、安帝の位とすば
 ひて、十日ありて、義兵のためにころされたしめば、安帝位に

へりたまひき。唐の世となりて、則天皇后世をみだられし時、我所生の子なりしかども、中宗をすて、盧陵王とせり。おなじ御子、豫王とたてられしも、またすて、みづから位につきたひき。のちに中宗位にかへりて、唐の祚たえず、豫王もまた重祚あり。これを睿宗といへり。これぞまさしき重祚なれど、二代にはたてず、中宗睿宗とぞつらねたる。我朝に、皇極の重祚を齋明と号し、孝謙の重祚を稱徳と号せり。異朝よかはれり。これ天日嗣を重くするゆゑ哉。先賢の義をだめてよしあるにや。乙卯のとし即位、このたびは大倭の岡本にまします。後の岡本の宮と申せり。此御世はもろこの唐の高宗の時にあたれり。高麗をせめしはよりて、救ひの兵を申うけしかば、天皇皇太子、つゝしてむかはせ給ひぬ。されど三韓つひに唐の属にしかば、軍をかうされぬ。その後も三韓よし

みとわするゝまてはなかりけり。皇太子と申すは、中大兄皇子の御事なり。孝徳の御世より太子に立給ひき。この御時は、攝政し給ひきと見ゆたり。天皇天下をまめ給ふ事七年、六十八歳たましくき。

○大津宮は近江郡磯城村にあり

○國忌の天皇皇后尊の御忌日の朝

第三十九代第二十五世天智天皇を、舒明の御子御母ハ皇極天皇なり。壬戌のとし即位、近江の國大津の宮にまします。即位四年八月に、中臣鎌足を内大臣大織冠とし、また藤原朝臣の姓をたまひき。むのしの大勳を賞したまひければ、朝奠ならひなし。先後封をたまふと、一万五千戸なり。病のあいだも、御幸してとぶらひたまひけるとぞ。此天皇、中興の祖にまします。國忌は、時にしたむひて改まれども、これいながら、はらぬ事になりけき。天下を治めたまふこと十年、五十八歳たましくき。

○近江の朝廷の皇の中
に云々 日本紀曰、麻
呂安原東宮所好、密
以東宮曰、有皇如貴矣、
東宮於此處有皇、而
皇之云々とあり

○芳野宮は大和國吉野
郡にあり

○不破の關は關西國不
破郡にあり

第四十代天武天皇は、天智同母の弟なり。皇太子に立て、大倭にま
し〜き。天智は近江にましましき。御病ありしに、太子を呼申し
たまひける。近江の朝廷の臣のなかに、告しらせ申す人ありけ
れば、御門の御意のにもむきにやありけん。太子の位をみづから
しりあきて、天智の御子、太政大臣大友の皇子にゆづりて、芳野の
宮に入たまひき。天智がくれたまひてのち、大友の皇子、なほあや
ぶまれけるにや。軍をめてして、芳野をたそはんとすはかり給ひけ
る。天皇ひそかよ、芳野を出、伊勢にこえ、飯高の郡にいたりて、大神
宮をばるかに拜して、美濃へかゝりて、東國の軍をめてせり。皇子高
市まゐりたまひし。大將軍として、美濃の不破の關をまもらし
め、天皇は、尾張の國にぞこえ給ひける。國々みなしたかひ申しし
かば、不破の關の軍にうちあひ、すなはち勢田にのぞみて合戦あ

○勢田は近江國菟野郡
にあり
○皇子は山鹿にて由緒
したまひぬ。明治三年七
月弘文天皇と號し奉れ
り
○大臣以下云々、左大
臣赤兄は流刑に、右大
臣金日磾は、外敷名
流罪に處せられたり
○飛鳥淨御原宮は高市
郡にあり
○漆ぬりの頭巾は漆沙
冠の事なり
○日本紀十二年六月丁
卯、男女始結髮、仍著漆沙
冠と見えたり

○藤原宮は高市郡小原
にあり

り。皇子の軍、やぶれて皇子ころされたまひぬ。大臣以下あるひは
誅よふし、あつひを遠流せらる。軍にしたかひ申聳しなく、によ
りて、その賞をたこなはる。壬申のとし即位、大倭の飛鳥淨御原の
宮にましましき。朝廷の法度たほく定められけり。上下うらしぬ
りの頭巾を着ること。この御時よりはにまら。天下を治め給ふ
事十五年、七十三歳たまし〜き。
第四十一代持統天皇ハ、天智の御女なり。御母は越智娘蘇我の山
田石川麻呂の大臣の女なり。天武天皇太子にまし〜しより、妃
とし給ひき。のちに皇后とせり。皇子草壁、あつひをまし〜し給ひ
皇后朝にのぞみ給ひき。戊子のとしなり。庚寅の春正月一日即位。
大和の藤原の宮ましましき。草壁の皇子は、太子に立給ひし。の
世をばやくしたまふしによつて、その御子、輕王を皇太子とせり。

○興福寺は元明天皇
御三年三月に平城に
つるるどかや

○玄昉は養正二年に入
唐し天平七年に歸朝せ
る備なり

○平城の宮に都を定め
らるる和銅三年三月辛
酉都を平城に遷す即ち
今の添上郡奈良町に當
るなり

○七代は元明、元正、聖
武、孝德、淳仁、稱徳、光
仁等なり

○持統は日本紀卷
老三年二月初令天下百
姓右職主皇已上把勢
其五位已上牙笏位亦
把勢六位以下水笏

おはしけめ。また不比等の大臣はのちよ淡海公と申すなり。興福寺を建立せり。この寺は、大織冠の建立にて、山背の山科にありしと。この大臣、平城にうつさるよりして山科寺とも申すなり。のちに玄昉といふ僧、唐へわたりて法相宗をつたへて、この寺にひそめられしより、氏の神、春日明神も、殊にこの宗を擁護し給ひきとぞ。春日神は、天兒屋神と本す。本社河内の平岡にす。春日にうつりたまふことは、神護景雲年中のことなり云。しからば、この大臣は後の事なり。また春日の第一の御殿、常陸の鹿島神社に下社の香取の神、第三は平岡の神に、三の御殿ましますなりけり。この天皇天下をととめたまふこと十一年、二十五歳にましましき。

第四十三代、元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我嬪、これも山田石川麻呂の大臣の女なり。草壁太子の妃、文武の御母にましましき。丁未のとし即位、戊申に改元、三年庚戌はじめて大倭の平城の宮に都をさだめらる。いにしへには、代ごとに都を

あらため、すなはちその御門の御名によびたてまつりき。持統天皇藤原の言にましましきと文武初めて改め給はず。この元明天皇平城にうつりましましより、また七代の都になれりき。天下を治めたまふこと七年、禪位ありて太上天皇と申し、六十一歳おましましき。

第四十四代、元正天皇は、草壁太子の御女、御母は元明天皇文武母の姉なり。乙卯の年正月に攝政、九月に受禪す。即日即位十一月に改元、平城の宮にましましき。この御時百官に笏をりたしむ。五位以上は木笏をり、天下を治めたまふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳にましましき。

第四十五代、聖武天皇は、文武の太子、御母は皇太夫人藤原の宮子、淡海公不比等の大臣のむすめなり。聖德彦尊と申せり。ととなく

○東大寺はもと東金元
明四天王護國大寺とい
ひしを東大寺といふは
當りなり

○左大臣長屋王被誅
とはつゝありてはあら
す謫居にて罪みせられ
に

○被誅陸奥國黃金寺
當命を奪りしは天平二
十一年二月なり
○國の司の王は百濟王
被誅なり、御從五位上
なりしをこの被誅して
從三位に叙せられしな
り

まし、によりて、元明、元正、先位に居たまひき。甲子のとし即位改
元、平城の宮にましましき。この御代、大きに佛法をあがめたまふ
こと、先代にこえたり。東大寺を建立し、金銅十六丈のほとけをつ
くらふ。また諸國に國分寺、および國分尼寺を立て、國土安穩のた
めに、法華、最勝、海部の經を講ぜらる。またおほくの高僧、他國より
來朝せり。南天竺の波羅門僧正、林邑の佛哲、唐の鑑真和尚等
これなり。眞言の祖師、中天竺の善無畏三藏も來りたまへりし。密
藏いまだ熟せずとて、かへりたまへりともいへり。この國にも
行基菩薩、朗弁僧正など、權化の人なり。天皇波羅門、行基、朗弁を
ば四聖とぞ申つたへたる。この御時、太宰少貳藤原廣繼といふ人、
式部卿、謀叛のきこえありて、追討せらる。主君正の體にふれりともいへり。よつて
祈禱のため、伊勢の神宮に行幸ありき。また左大臣長屋王、王の子天武の

御孫つみありて誅せらる。また陸奥の國より、はじめて黃金をたて
まつる。この朝に、金あるはじめなり。國の司の王、賞ありて三位に
叙せり。佛法繁昌の感應なりとぞ。天下をぞめ給ふこと二十五年、
天位を、御女高野姫の皇女にゆづりて、太上天皇と申せり。のちに
出家せさせたまひぬ。天皇出家のはじめなり。むかし天武、東宮の位
をのびて、御ぐしおろし給へりし。と、それはしばらくの事な
りき。皇后光明子も、れなしく出家せさせ給ひぬ。此天皇五十六歳
れましくき。

第四十六代、孝謙天皇は、聖武の御女、御母ハ皇后光明子、淡海公不
比等の大匠のむすめなり。聖武の皇子安積親王、世をはやくして
のち、男子ましまさず仍て、この皇女立給ひき。己丑の年即位改元
平城宮にましましき。天下を治め給ふこと十年、大炊王を養子と

○漢語 廢帝は明治三年七月に奉りて淳仁と申し奉るなり

○知太政官等 此の職を授けられしは文武天皇の養老四年八月なり
○日本紀は養老四年五月に撰す
○追尊は天平實字三年六月のことなり

○事ありては押勝の風をいふなり

○廣成は己の誤なる元にして庚戌は實徳元にして即ち光仁天皇に即位したるなり
○天平神武元年に即位したるなり

して皇太子とせり。位をゆづりて太上天皇と申せり。出家せさせ給ひて、平城の西宮になんまし〜ける。

第四十七代、淡路廢帝。一品舍人親王の子。天武の御孫なり。御母は上總介當麻の老が女なり。舍人親王は皇子の中に御身の才もましける。よや、知太政官事といふ職をさづけられ、朝務を輔したまひけり。日本紀もこの親王、敕を承てえらびたまへり。のちに追尊ありて、盡敬天皇と申せり。孝謙天皇御子にましまさず、また廢帝を御子にしてゆづり給ひき。但し年号などもあらためられず、女帝の御まゝなりしにや。戊戌のとし即位。天下を治め給ふ事六年、事ありて淡路の國にうつされ給ひき。三十三歳にま〜ける。
第四十八代、稱徳天皇は、孝謙の重祚なり。庚戌の年正月一日、さら

第二の子、押勝を幸し給ひき。大師その時太政大臣をり正一位になる。見給へば、まじしきこととして藤原の二字をとつて、惠美の姓をたまひき。天下の政まことしかなら、委任せられにけり。後に道鏡といふ法師弓削の氏また寵幸ありしに、押勝いかりをなし、廢帝をすゝめ申して、上皇の宮をたふけんをせしに、事あらはれて誅にふしぬ。帝と淡路にうつされ給ひき。かくて上皇重祚あり。まきに出家せさせたまへりしは、尼なながら位に居給ひけるにこそ。非常の極なりけんかし。唐の則天皇后は、太宗の女御にて、才人といふ官に居たまへりしは、太宗かくれ給ひて尼になりて、感業といふ寺におはしけるを、高宗見たまひて、長髮せよめて皇后とせり。いごめ申す人おほかりしは、用ひられず、高宗崩じて、中宗居たまひしとまりぞけ、睿宗をたらししと、またたまりけり。みよら帝

皇極經世一

○大々稱旨、法に任じ、
 任せられたる法師に
 任せられたる法師に
 任せられたる法師に
 任せられたる法師に

し、宋書、唐書、衣冠、
 うれ、唐書、衣冠、
 うれ、唐書、衣冠、
 うれ、唐書、衣冠、

位につき、國を大周とあらたまむ。唐の名をうしなはむとれひ給
 ひけるにや。中宗睿宗もわが生たまひしむども捨て、諸王とし見
 つららちのやち、武氏のことも、あつて、國をつたへしめんと
 せし給ひき。その時にぞ、法師も、官者もあまた寵せられて、世に
 譏らるゝためしたほく、いんべりしむ。この道鏡、はじめ大臣に
 准じて日本准大臣の大臣禪師といひしむ。太政大臣になしたまひき。
 それより、つぎぐ納言參議にも、法師をまじへなされにき。道鏡
 世とこころのまゝにしければ、あらそふ人のなかりしにや。大臣
 吉備の真備の公、右中辨藤原の百川などありき。これとちちち
 よばざりけるにこそ。法師の官に任ずる事は、唐よりはじめて、僧
 正僧統などいふことありし、それすら出家の本意はあざざる
 べし。いはんや俗官に任ずることあるべしぬことにこそ。され

ともろしに、南朝の宋の世より、唐書といひし人政にまじらひ
 し、黒衣宰相といひき。梁の世に惠超といひし僧、學
 士の官になりき。此朝魏の明元帝の代に、法果といふ僧、安城公の
 爵とたまはす。唐の世となりては、あまたたきこのひき。肅宗の朝に、道
 平といふ人、帝とこころとひとつにして、安祿山の亂をたひらげ
 しゆ。金吾將軍にあらにけり。代宗の時、天竺の不空三藏を
 たふとび給ふあまき。特進試鴻臚とらけり。のちに開府
 儀同三司肅國公とせり。歸寂ありしむ。司空の官とたこり。
 別天の朝より、この女帝の御代まで六十年はあり。兩國の事
 相似たれと云。天下を治め給ふこと五年、五十七歳おましし。天
 武、聖武國に大跡あり。佛法をもひろめ給ひしに、皇胤とし、
 ぶ。この女帝にたたま給ひぬ。女帝もこれ給ひしは、道鏡を下野

○續日本神皇正統記卷三
 年九月大御孫孫日
 家開闢以來有之天
 以神代立皇孫無道之人
 日嗣必立皇孫無道之人
 宜乎掃除とみわたり
 和名與保呂曲野中世
 見ゆ
 ○土佐の國は大隅の國
 の隣りなりそは土佐に
 流されしは橘の法均尼
 ばなして消滅にあらざれ
 ばなり
 ○高雄の山は山崎國高
 野郡にあり

の講師になすてなめし下されにき。そもぐこの道鏡も法王の
 位にさづけられたりしなほあめすて皇位につのんといふ
 こゝろぞしありけり。女帝すすめにはなほひわづらひたまひける
 にや和氣の清麻呂といひ人を勅使にさして宇佐の八幡宮に申
 されける。大菩薩とまよと託宣ありてゆるされず。清麻呂歸參し
 てありのまよと奏聞せり。道鏡いひりなして。清麻呂もよぼる
 ずちをたちて。土佐の國になめしつひはせり。清麻呂うれひな
 らみて。大菩薩をうらみめこも申ければ。小蛇いと来て。そのきす
 そいやしてけり。光仁位につき給ひしむばすなはちめしむと
 神威とたふとび申して。河内國に寺を立て。神願寺といひり。の
 ちに高雄の山にうつし立。今の神護寺これなり。件のころまよは
 神威もいひちじぶきことなりき。道鏡つひにのみみとけけ。

○異議とは異動文書淨
 之を立てんとし又大市
 と立てんとししたる九
 ひなり
 ○藤原氏繼我入應隆天
 等と云ふ

女帝もまたほどなくのくれ給ひき。宗廟社稷をやすくする事は、
 八幡に冥慮たりし上に、皇統とさため奉る事は、藤原の百川の朝
 臣の功なりとぞ。
 第四十九代第二十七世、光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御
 孫なり。皇子は第三の皇子なり、追尊御母は贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人
 のむすめなり。白壁王と申しき。天平年中に、御年二十九にて從四
 位下に叙し、次に昇進せさせ給ひて、正三位勳二等大納言にいた
 り給ひき。稱徳のくれまし、いば大臣以下、皇胤の中をえらび申
 しけるに、おのゝ異議ありしめと、參議百川といひし人。此天皇
 にこゝろを奉りて、はよりことをめぐるして定め申てき。天武
 世をり給ひしより、あらそひ申人なりき。とられども天智御
 兄にて、まよ日嗣とつけ給ひ、そののみ逆臣を誅し、國家を安じ

○六十二 一六六十三
に作る

○早良親王は他月親王の誤謄なるべし、その早良親王の母は高野の新笠にして井上の親王にむらさればなり

給へり。この君繼体みつみだりにそなはり給ふ。猶正なほただにのつとふきいはれな
るにこそ。まづ皇太子にたち。則受禪すなはち今年庚戌こうねんかうせいのとしなり。十
月に改元平城宮へいけいみやにましましき。天下を治め給ふ事十二年、七十三
歳おまし〜き。

第五十代第二十八世桓武天皇は、光仁の子、御母ハ皇太后高野新
笠、贈太政大臣乙繼おつぎの女なり。光仁即位のはじめ、井上内親王ないしんのう
をもちて皇后とせり。この所生の皇子早良親王、太子に立たまひ
き。しるるも百川の朝臣、此天皇にうけつづめしめ奉らんとこゝろ
さして、又はありごとをめぐらし皇后および太子をすてよ、つひ
に皇太子にうまたてまつりき。其時しばらく不許ふしよなりければ、四
十日まで、殿の前に立て申しけりとぞ、たぐひなき忠烈ちゅうれつの臣なり
けるにや、皇后前太子こうごぜんたいしせめられうせ給ひき。怨靈うらみたまをやすめられん

○崇道天皇と追号のありし、延暦十九年七月
なり

○長岡の乙卯郡にあり
○長岡は山城國葛野郡
にあり

○天台とは天台山をい
ふ智者大師入寂の所な
ればそのゆかりをもち
て宗門の志をせざるなり

ためにや、太子は後より追号ありて崇道天皇と申せり。辛酉しんゆうの
即位、壬戌にんせつに改元、はじめを平城にましましき。山背の長岡にうつ
りて、十年ばかり都なりしが、又今の平安城にうつさる。山背の國
をもあらためて山城といへり。永代にいはるまじくなん、をい
はせ給ひける。むかし聖徳太子峰岡みねのおかよのぼり給ひて、太秦たうじんいもの
城を見めぐらして、四神相應ししんそうおうの地なり。百七十余年ありて、都と
つぎれていはるまじき所なりと、宣ひけるとぞ申傳えたる。其年
紀もたがはず。また數十代不易ふたぎの都となりぬ。誠に王氣相應おうきそうおうの
福地たるにや。此天皇、大きに佛法をあがめ給ひき。延暦二十三年
傳教弘法でんけうこうぼう、敕さしをうけて、唐へ渡り給ひき。則唐朝たうてうを使つかをつ
大使は參議左大辨兼越前守藤原葛野麻呂ふじののあその朝臣なり。傳教は天
台の道遠だうえん和尚わうしやうあひて、其宗そのしゆをき、いめて、おなじき二十四年大使と

○文士をば明法道にあら坂上家をいひたるもの
○二十四年 眞木二十五年に作る
○七十歳 眞木七十七歳につくる

もに歸朝せらる。弘法を彼國にとゞまりて、大同年中にかへり給ひき。此御時、東夷叛亂しければ、坂上田村丸を征東大將軍になしてつゝばされしむ。ことごとくたひらげて歸りまうでけり。此田村麻呂は、武勇人にすぐれたりき。始めは近衛の將監になり、少將にうつり、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將となり、大納言をかけた。文をうかぬたればにや、納言にものほりにける。天孫は今に文士よてがつたえれる。天皇天下を治め給ふ事二十四年、七十歳おましくき。

第五十一代、平城天皇は、桓武第一の子。御母は皇太后藤原の乙牟漏、贈太政大臣良繼の女なり。丙戌の年即位、改元平安城にましましき。これより醍醐なるはよりて御在所としるすべからず天下を治め給ふこと四年、大弟にゆづりて太上天皇と申せり。平城の舊都にうつりて、すませ給ひけり。尙侍

○右兵衛一本方御門に作る

藤原の藥子を寵しよしけるに、その弟參議右兵衛督仲成等申しすゝめて、逆亂のことありき。田村麻呂を大將軍として、追討せられしに、平城の軍破れて、上皇出家をせさせ給ひぬ。御子、東宮高岳親王も捨られて、同じく出家、弘法大師の弟子になり、眞如親王と申す。是なり。藥子、仲成等を誅にふしぬ。上皇五十一歳ましましき。

第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇は、桓武第二の子、平城同母の弟なり。太弟に立たまへりしが、己丑の年即位、庚寅に改元。この天皇、幼年より聰明にして、讀書をこのみ、諸藝をならひ給ひき。また謙讓乃大度もまよなくけり。桓武の帝、鍾愛無双の御子になんおはしける。諸君に居たまひけるも、父代帝、繼體のために願命しけるにこそ。格式なども、此御ときよりいらひはじめられにき。また

○格式の格とは、今律にあられたること。かきたるものにて、いは、臨時の事。取放は、示せるものなり。式は、式一事の定むるにあらぬ。

の定法ありては格といひ
 仁林以格格格格格といひ
 ありたりと今は遠し
 て類宗三代格といふも
 のあり又式は弘仁十一
 年藤原冬實等勅を奉じ
 て弘仁式を撰進す後
 貞觀式および延喜式等
 を撰らばれたり
 橋太后は橋清友の女
 藤原子に申しま
 かりて天皇后と
 稱す
 天台山宗始等
 弘仁三 七月修教大師
 山に 弘法大師を建て同
 年弘法大師高野山に
 金剛寺をたつ

ふく佛法をあげたまひき。先世に美濃の國神野といふとこ
 にたふとき僧ありけり。橋太后の先世に、ねんころに給仕しける
 を感じて、相ともに再誕ありとす。御諱を神野と申しけるも、自然
 にかなへり。傳教最弘法聖觀兩大師、唐よりつたへ給ひし天台眞言
 の兩宗も、此御代よりこそひろまりはんべりけれ。この兩師たゞ
 なる人においせず、傳教入唐以前より比叡山をひらきて、練行せ
 られけり。今の根本中堂の地をひらかれけるに、八の舌ある鑰を
 もとめ出て、唐までもたれたり。天台山にのぼりて智者大師天台の宗
四代の祖なり六代の正統道憲和尚に謁して、その宗をならはれしに、
 かの山に智者歸寂よりこのかた、鑰をうしなひて開かざる一竅
 ありき。こゝろみにこの鑰にてあけらるゝに、とゞこほらば、一山
 こぞりて渴仰しけり。よりて一宗の興義、のこるゝところなくつた

へられたりとぞ。そののち慈覺智證兩大師また入唐して、天台眞
 言をきはめならひて、叡山にひろめられしが、かの門風いよ
 よよかりになりて、天下に流布せり。唐國みだれしより、經教多く
 うせぬ。道憲より四代にあたれる義寂といふ人まで、たゞ觀心を
 つたへて、宗儀をあきらむることたえにけるにや。吳越の忠懿王
性い強、名は種、唐の末つかたより、東南の吳越を領して國の主たり。此宗のれとるゝぬることなげきて使者十
 人をさして、我朝におくり、教典をもとめまじむ。ことごとく寫し終
 りて歸りぬ。義寂これを見あきらめて、更に此宗を再興せり。もろ
 ことには、五代の中後唐の末さまなりければ、我朝にそ朱雀天皇
 の御代にやあたりけん。日本よりかへしわたしたる宗なれば、こ
 の國の天台宗も、かへりて本となれるなり。おほよそ傳教の宗
 の秘密をつたへられたること唐の古州刺史陸贄も、か印記の交あり、ことごとく一宗の論

○五經の註 古事類に
弘法大師は筆を口に
は左右の手を持ち左
右の足にはさみて一
に真草の字をかきけ
りさて五筆和尙と申す
なるをわや不願なる
ことなりと見えたり
○第六 一本居士作
る願ふへんか、真言相
承は龍王、龍王、金剛
一行、香雲海、不空、觀
果なり

疏どうつし國にのつれる事も神代記の事なり異朝の書に見えたり。弘
法は母懷胎のはじめ、ゆめに天竺の僧來りて、宿をかり給ひけり
とす。寶龜五年甲寅六月十五日に誕生、この日唐の大曆九年六月
十五日にあたり。不空三藏入滅せり。よりてかの後身と申なり。
かつ、惠果和尙の告にも我と汝とひとしく契約あり、誓つて密
藏をひるめんとあるもこのゆゑにや、渡唐の時も、あるひは五筆
の藝をほとこしとまよぐの神異ありしうば、唐の主願宗皇帝、こ
とに仰ぎ信じたまひき。かの惠果は眞言第六の祖師なり、和尙六
人の附法あり。劍南の惟上、河北の義圓金輪一界、新羅の惠日、阿陵の辨
弘昭藏一界、青明の儀明、日本の空海阿闍梨、義明、唐朝にたきて、灌頂の
師たるべかりし。世をばやくせり。弘法は六人の中に海瓶たり。
高果の侍弟子吳
版が眞の嗣なりしがれば眞言の宗に、正統なりといふべきにや、歸朝の

○七宗 天合、眞言、華
嚴、法相、三論、禪、淨土
なり

後弘法にもとぶらばれけり。またいまはこの流れたえにけり。慈
覺智證は惠果の弟子、義操法潤ときこえし。弟子法全にあひて
つたへらる。おほよそ本朝流布の宗、いまは七宗なり。この中にも
眞言天合の二宗は、祖師意巧もつばら鎮護國家のためころざし
れけるにや、比叡山に比叡山といふこと、桓武天皇御ころをひつして興せられし中
比叡山といふこと、桓武天皇御ころをひつして興せられし中
比叡山といふこと、桓武天皇御ころをひつして興せられし中
の神の御事
見えたり願密ならびて紹隆せりことに天子本命の道場をたて、御
願をいのる地なりこれは密にまた根本中堂を止觀院といへり。法花の
經文につき、天合の宗義によりかたゝ鎮護の深義ありとぞ。東
寺は桓武遷都のはじめ、皇城の鎮のためこれとたてられ、弘仁
の御時、弘法にたまひて、なほく眞言の寺とせり。諸宗の雜住をゆ
るるる地なり。この宗を神通業といへり。如來果上の法門にし
て諸教にこえたる極秘密とれもへり。就中我國は、神代よりの縁

○真言院の建立は仁明天皇の承和元年正月なり

○三流 延慶寺、圓城寺、東寺これなり

○總所は僧綱の役所とす

○山門は延慶寺、寺門は圓城寺なり

起この宗の所説に符合せり。このゆゑにや、唐朝に流布せしは、しばらくのことにて、則ち日本にとゞまりぬ。相應の宗なりといふも理りにや。大唐の内道場ないだうじやうに准じゆんして、宮中みやうちうに真言院まごんいんをたつもとほはしめ。山使やまつかひの御修ごしゆ法ほふあり。國土安穩こくそあんゑんの祈禱いのち、稼穡かしかく豐饒ほうじやうの秘法ひほふなり。また十八日の觀音くわんおん供くわんおん、晦日の御念誦ごねんじゆ等も、宗によりて深意しんいあるべし。三流さんりゆうの真言まごんいづれといふべきならぬと、真言まごんをもつて諸宗しよしゆの第一だいいちとする事も、むねと東寺とうじによれり。延喜えんぎの御宇ごうに、綱所つなしろの印鑑いんかんと、東寺とうじの阿闍梨あせりにあづけらる。よりに法務ほふむのことと知行ちやくちやうして、諸宗しよしゆの一座いざたり。山門やまもん寺門じもんハ、天台てんたいとむねといふめらにや。顯密けんみつとむねたれど、宗の長ちやうと天台てんたい座主ざすといふめり。この天皇てんかう諸宗しよしゆとむねて興おこせさせたまひける。中ちゆうにも傳教でんけう弘法こうぼう御歸依ごきいふのりき。傳教でんけうはじめて圓頓えんどん戒壇けいだんをたつべきよし

○四國所の戒壇は奈良の東大寺、下野の藥師寺、筑前の觀世寺、近江の觀音寺なり

○孝徳の御世に云々、孝徳ハ推古のあまりに、月の餘あまに高麗こうらい王おう百僧ひやくしやうを遣つかはせ、酒しゆと見みゆゆくくは同人どうじんを遣つかはせ、早はや船ふね、懸けん瀧たに、舟ふね、衣え、論ろん、三さん論ろん、元げん興きやう寺じ、流りゆう布ふ三さん論ろん、正せい住じゆ、建けん井い寺じと見みえたり

奏せられしと、南宗の諸宗表をあげてあらそひ申しめど、つゝぬに戒壇けいだんの建立けんたうとゆるされ、本朝ほんてう四ヶ所しよヶ所の戒壇けいだんとなる。弘法こうぼうハことごと師資ししの御約ごやくありければ、れもくし給たまひけるとぞ。この兩宗りゆうしゆのほの華嚴けわえん三論さんろんと東大寺とうだいじにこれをひろめらる。この華嚴けわえんは、唐てうの杜順とじゆん和尚わしやうよりひろりになれしと、日本の朗辨らうべん僧正しやうせいつたへて、東大寺とうだいじに興隆きやうりゆうせり。この寺じは、すなはちこの宗しゆによりて建立けんたうせられけるにや。大華嚴たいけわえん寺じといふ名なあり。三論さんろんは東晋とうしんの同時どうじに、後秦こうしんといふ國くによ羅什らかし三藏さんざうといふ師し來りて、この宗しゆをひろきて世よにつたへたり。孝徳かうとくの御世ごせいに、高麗こうらいの僧惠觀しやうゑくわん來朝らいてうして、つたへはじめける。しからば最前さいぜん流布りゆうぷのとしにや。そののち、道慈だうじ律師りつしん請來しやうらいして、大安寺だんあんじにひろめき。今は華嚴けわえんとならびて東大寺とうだいじにあり、法相ほふさうは興福寺きやうふくじよあり。唐てうの立辨りつべん三藏さんざう天竺てんてくよりつたへて國くににひろめらる。日本の定惠ていゑ和

○三宗は華嚴、三論、法相をいふ
 ○大乗小乗 元來佛道は一切諸法をもて主體とすされども其教に體易の二門あり凡夫には易門(小乘)を示して之を誘ふ地獄極樂の設即ちこれなり(大乘)は即ち性理に照し哲學の深遠なるものなり一をいふ體を大乗といふなり

○思圓 一本思圓は作る、又一本南都の思圓正善隆の四字なり

尙大右總冠の子ありの國にわたり、玄奘せんざうの弟子たりしむを歸朝きしやうのち世をばやくせり。いまの法相ほふさうは、玄昉げんぽう僧正といふ人入唐し泗洲ししゅうの智周ちしゅう大師だいしの弟子ししにあひてこれをうつたへて流布りゅうぷしけるとす。春日かすひの神もことさらにこの宗を擁護ようごし給ふなるべし。この三宗に天台たいたいをくはへて四家しけの大乗だいじやうといへり。俱舍成實くしやせうじつなどいふは小乘せうじやうなり。道慈だうじ律師りつしになじくつたへて流布りゅうぷせられけれども、依學いがくの宗にて、別にこの宗をたつることなし。わが國大乘純熟だいじやうじゆんじやくの地なればにや、小乘せうじやうをならふ人のなきなり。また律宗りつじやうは大小に通達つうたつなり。鑒眞かんじん和尙わう來朝らいしやうしてひろめられしより、東大寺とうだいじによび下野しもつちの藥師寺やくしじ、筑紫つくしの觀音寺くわんおんじに戒壇かいだんを立て、この戒かいをうけぬ者ものも、僧籍そうじやくにつらならぬことなりにき。中古ちゆうこよりこのむた、その名ばかりにて、戒かいをまらぬことたえにけると、南都なんとの思圓上人しえんじやうじん等、章疏しやうしよを見あきらめて戒かい師し

○北京は南都奈良に對して平安城へいあんじやうをいふなり

となる。北京へいきやうには我禪上人がぜんじやうじん入宋にふしやうして、かの土の律法りつぽうをつたへてこれをひろむ。南北の律りつ再興さいきやうして、かの宗に入ともおらは威儀ゐぎを見ずることふるきおごとし。禪宗ぜんじやうは佛心宗ぶつしんじやうといふ。佛の教外別傳ぶつがうべつでん此宗しじやうなりとす。梁の代に天竺てんぢくの達磨大師たつまだいし來りてひろめられしに武帝ぶてい機きにかなはず、江かうをわたりて北朝へいしやうにいたる。嵩山しやうざんといふところにとまり、面壁めんぺきして年をたくられける。後に慧可ゑいここれをつく惠可ゑいこより下四世げしよだいに、弘忍くわんにん禪師ぜんしと聞えし嗣法しほふ、南北に相あひわかる。北宗へいじやうのなづれをば、傳教でんきやう慈覺じがくつたへて歸朝きしやうせられき。安然あんぜん和尙わう、教時きやうじ諍論じやうろんといふ書に教理きやうりの淺深せんしんを料りやうするに、眞言佛心しんごんぶつしん、天てんとつらねたり。されどうけつたふる人なくたえにき。近代きんたいとなりて、南宗なんじやうのなづれおほくつたえり。我朝わがしやうに、南宗なんじやうの下に五家ごけあり、その中なかに臨濟宗りんじじやうの下よりまた二流にりゆうとなる。これを五家七家ごけしちけといへり。本朝ほんしやう

には、榮西僧正黃龍のなづれをくみて、傳來のよちに、聖一上人石霜の下つめた、虎丘のなづれ無準にうく。かの宗のひろまることは、かの兩師よりのことなり。うちつゞき異朝の僧もあまた來朝し、この國よりもわたりつたへし。がば、諸家の禪はよく流布せり。五家七家とはいへど、以前の顯密權實等の不同に相似べからず。いづれも直指人心見性成佛の門をば出ざるなり。弘仁の御宇より、眞言天台のさかりになれることを、いささかしるしはんべにつきて、大したの宗々傳來のおもむきをのせたり。極めてあやまちおほくいべらん。但し君としてを、いづきの宗をも大概とるしめて、捨られざらんことぞ、國家攘災の御をかりことなるべき。菩薩大士もついでを宗あり、我朝神明もとりわき擁護したまふとあり、一宗に志しある人、餘宗をとしりいやしむ。大き

○菩薩とは又がすす梵語菩提(佛道)薩維(大心)衆生(佛衆生)の意合せて大心ありて佛道に入る義にて即ち佛の次に位するをなり

なるあやまりなり。人の根柢しなくあれば、教法も無盡なり。いはんや我信ざる宗をだにあきらめずして、未だとらざるをとして、とをしらんを極めたる罪業にや。われはこの宗に歸すれども、人はまたかの宗にこころをせり。ともに随分の益あるべし。これみな今生一世の値遇にあらず。國の主ともあり、輔政の人ともなり。なば、諸教を捨す機もあらざりして、得益のひろむらんことをたもひたまふべきなり。且は佛教にのぎらざる、儒道の二教のいたり、もろくの道いやしき藝までもたこしものもあるを、聖代といふべきなり。およそ男夫は稼穡をつとめて、おのれも食し、人にあたへてもうゑざらしめ、女子は紡績をこととして、みづから衣、人をしてもあたへむならしむ。いやしきに似たれども、人倫の大本なり。天の時よしたがひ、地の利によれり。このほか商沽の利を通

○佛法 諸本佛説は作る。儒道の二教は孔子と老子との説なり

○古に右を上にす
國には太古より左を上にす
以上と例はあれど右を上にす
以上と例はあれど右を上にす

○原稿ははこよみのか
ずといふにいはば
敢といはんが如し

ずるもあり。工巧のわざもこのむもあり。仕官にこころをすもあ
り。これを四民といひ。仕官をとりて文武の二道あり。座し
て以て道を論ずるは。文士の道なり。此道に明らむならば相とす
るにたぬたり。征て功をたつるは。武人のわざなり。此わざに譽れ
あらば將とするにたれり。されば文武のふたつは。しばらくもす
てたまふべし。みだれたる時は。武を右にし。文を左にし。國を
さまれるとき。文を右にし。武を左にし。いひ。古に右を上にす。今
くのごとくさまぐなる道も。ちめて。民のうれへをよめ。た
のくのあらそひなむらしめんことを本とすべし。民の賦歛を
あつくして。身づらひをほしきまゝにすることは。亂世亂
國のもとるなり。我國と王種のもとの事は。なけれども。政みだれ
ぬれば。曆數久しからず。繼体もたむ。ためし。所々にしるし。はん

○四道は各博士あり
紀傳博士は。明經博士は。詩書博士は。禮樂博士は。各博士あり
紀傳博士は。明經博士は。詩書博士は。禮樂博士は。各博士あり
紀傳博士は。明經博士は。詩書博士は。禮樂博士は。各博士あり
紀傳博士は。明經博士は。詩書博士は。禮樂博士は。各博士あり

べりぬ。いはんや人の臣として。其職をまゐるべきや。たいてどや。
そもく。民をみらびくにつきて。諸道諸藝みな要樞なり。いにし
へには。詩書禮樂をもつて。國をさむる四術とせり。本朝を四術
の學をたてらるること。たしひならされど。紀傳。明經。明法の三
道は。詩書禮樂を攝すべきにこそ。算道を加へて。四道といひ。代々
よもちゐられ。その職をたぬることなれば。くはしくしるるに
あたはず。醫。陰陽の兩道。またこれ國の至要なり。金石。絲竹の樂は
四學のひとつにして。専ら政本するとなり。いまは藝のことくにれ
もひつる。無念のことなり。風をうつし。俗をのぶるには。樂よりは
よきはなしといひ。一音より五聲十二律に轉じて。治亂をわき
まひ。興衰をさし。さき道とこそ見えたれ。また詩賦歌詠の風も。い
まの人のこのむところ。詩學の本にはことなり。しかれども。一心

御原稿ははこよみのか

百二十八

○論扇が輪を引く云々
天子天下の...
公曰先矣...
臣不才...
臣亦不能...
古之入...
美...
人之...
○五...
○五大は地水火風空を...
○相...
○相生...
○水生...
○火生...
○土生...
○金生...
○水生...
○火生...
○土生...
○金生...
○水生...
○火生...
○土生...
○金生...
○水生...
○火生...
○土生...
○金生...

よりたこりて、よろづの音の葉とされる。末の世なれど人を感じせしむるみちなり。これをよくせば、僻をやめ邪をふせぐ教へなるべし。これらばいられものころの源をあきらめ、正にひつる術なからん。輪扁が輪をけづりて、齊の桓公をせしへ、弓工が弓をつくりて、唐の太宗をせしむるたぐひもあり。乃至園芸、琴のたはふれましても、おろのなるまゝをせめて、おろへしむるをせよとめんがためなり。但しその源にもとつて、一藝はまなぶべきことにや。孔子も飽きてくさして、終日この器を用ふることをなすらんよりは、博奕をたにせよとせぬあり。まして一道うけ、一藝にたづむはらん人本をあきらめ、理をせよとせよとせしめらば、これより要ともなり。出離のいひることとなりなりなん。一氣一心にもとづけ、五大五行により、相剋相生としり、みづか

○故ありて云々
九年伴健甕橋造等の
謀反を起し、仁皇太子
もまたその罪に坐して
廢せられ給ひしをいふ

第五十三代、淳和天皇、西院の帝とも申せり。桓武第三の子、御母は贈皇太后藤原の旅子、贈太政大臣百川の女なり。癸卯弘治十四年の年即位、甲辰天長元年に改元、天下をととめたまふこと十年、太子にゆづりて太上天皇と申せり。此時兩上皇ましくければ、嵯峨をば前太上天皇この御門をば後太上天皇と申せり。嵯峨の帝の御おきてにや、東宮にえまたこの帝の御子、恒貞親王立たまひしが、兩上皇かくれましく、後に、故ありてすてられたまひき。五十七歳たましくき。第五十四代、第三十世、仁明天皇、諱は正良これよりさき御諱たしかならず、多し乳二字たゞしくしませせざるば、のせたてまつる、深草の帝とも申せり。嵯峨第二の子、御母は皇太后橘の嘉智子、贈太政大臣清友のむすめなり。癸丑天長十年のとし即位、甲寅承和元年に改元、此天皇は、西院の御門の猶子の義ましくければ、朝覲も兩皇にせさせたまひぬ。ある時は兩皇同所にして、觀禮もありけり

りとぞ。我國のともりなりしこと、い、このころほひよやありけん。遣唐使もつねにあり、歸朝のよち、建禮門の前に、かの國の寶物の市をたて、群臣にたまはすることもありき。律令ハ文武の御代よりさだめられしごと、この御代よびらびとへのへられにけり。天下をととめたまふ事十七年、四十一歳おまじき。第五十五代、文德天皇、諱は道康、田村帝とも申せり。仁明帝一の子、御母は太皇太后藤原の順子五條の房と申す、左大臣冬嗣の女なり。庚午貞觀三年の年即位、辛未仁壽元年に改元、天下をととめたまふ事八年、三十三歳たましくしき。第五十六代、清和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申せり。文德第四の子、御母は皇太后藤原の明子染殿の房と申す、攝政太政大臣良房の女なり。我朝は幼主位に居たまふことまれなりき。この天皇九歳にて即位

○阿衡 魯國平也、商之
註に阿衡、魯國平也、商之
官名也、魯國平也、商之
平と見ゆ、魯國平也、商之
は魯國平也、魯國平也、商之
魯國平也、魯國平也、商之
魯國平也、魯國平也、商之

○顯は玉冠に寶兒衣
出と見ゆ、玉冠に寶兒衣
といふなり、玉冠に寶兒衣
といふなり、玉冠に寶兒衣
といふなり、玉冠に寶兒衣
といふなり、玉冠に寶兒衣
といふなり、玉冠に寶兒衣

天女二年 貞元元年
戊寅の年なり。己卯に改元、國祚ありしが、外祖良房の大臣をじ
めて攝政せらる。攝政といふことは、もろこしよは唐堯の時虞舜
を登用して政をまかせ給ひき。これを攝政といひり。かくて三十
年ありて正位をうけられき殷の代に伊尹といふ聖臣あり湯によ
び太甲を輔佐せり。これは保衡といひり。阿衡といふは攝政な
り。周の世も周公旦また大聖なりき。文王の子。武王の弟。成王の叔
父なり。武王の代に三公につらなり。成王わかくて位につきた
まひしが、周公みづから南面して攝政せり。成王をさきて、南面せら
漢の
昭帝また幼にて即位。武帝の遺詔により、博陸侯霍光といふ人大
司馬大將軍にて攝政せり。中にも周公霍氏とぞ、先蹤にも申すめ
る。本朝には、應神むまれたまひて、權標にましくしが、神功皇
后天位にゐたまひき。まかれども攝政と申さつたへたり。これは

○淡海公は國原不比等
なり

○興福寺は大和國奈良
にあり、南圓堂は弘仁
四年の建立にぞある

今の義にはことなり。推古天皇の御時、厩戸の皇太子攝政したま
ひき。これを帝は位にそなはりて、天下の政をみなせらば、攝政の
御まゝなりけり。齋明天皇の御代に、御子中大兄の皇太子攝政し
たまひき。元明の御世のすゑつきた、皇女淨足姫尊元正天皇の御孫しはら
く攝政したまひき。この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりして
ぞ、まゝしく人臣にて攝政する事は、いじまりにける。但しこの藤
原の一門、神代よりゆゑありて、國主をたすけたてまつる事は、さ
きにもとこころぐにしろしはべりき。淡海公のよち、參議中衛の
大將房前、その子大納言眞楯、その子右大臣内麻呂の三代は、上二
代のごとく、まゝえすやありけん。内麻呂の子冬嗣の大臣、冬嗣の左大臣
藤原のれとろへぬることとをなげきて、弘法大師に申しあはせ
て、興福寺に南圓堂を立て、いのり申されけり。明神役者にまじは

○補陀山は觀音の神
土なるを今觀音寺の神
岸に南無堂を建て觀音
の像を安置せられたりし
は即ちそれの地へたると
公は北の國波は冬別
を以て跡を留るなり

○勸學院は三朝の北壬
生の西にあり弘仁十二
年の建立にせむる

○攝政關白は白河の
て官位階級第一の
を以ては藤原氏の
長者なり

○攝政關白云々
は天子の輔佐し奉り代
りて萬機の政を執り行
ふものなり多きは大臣
の一人これをおおくは
白河の攝政關白は
の終より出づとこれ
道輔佐の重職なり大臣
の上下大小の事を外
に請するに先づ其人
宜行すといふ

○應天門を焼かしむ
は貞觀八年のこと
にして善男中府等の
なり延風堂の二樓
を焼せりといふ

りて、補陀洛の南のきしに堂たて、いまぞとてえん北のふちな
みと誦じけるをぞ。このときに源氏の人あまた失にけりと申す
人あれど、大いあるひがことなり。皇子皇孫の源の氏をたまひ、高
官高位にいたることは、この後のことなれば、誰人の失はべるべ
き。されどこの一門のさかえしこと、まことに祈請にこたへたり
とは見ゆたり。大いたこの大臣、とほきとまはるりければしけるに
こそ、子孫親族の學問をせすめん爲よ、勸學院を建立せり。大學寮
に東西の曹司あり、菅江の二家これをつかさどりて、人を教ふる
ところなり。この大學の南よ、この院をたてられしかば、南曹とぞ
申ゆる。氏の長者たる人むねとこの院を管領して、興福寺によび
氏の社の事をとりたくなはる。良房の大臣、攝政せられしより、か
の一流よつたをりて、たぬぬことになりたり。幼主の時ばかり

いとればひしるぞ、攝政關白もたままれる職になりぬ。れのづか
ら攝關といふ名をやめらるゝ時も、内覽の臣をたかれたれば、執
政の義いはることなし。天皇たとなびたまひければ、攝政まつり
こととあへしたてまつりて、太政大臣にて、白河に閑居せられに
けり。君は外孫にましましては、なほも權を専らにせらるゝも、あら
そふ人あるまじくや。されど謙退のこゝろふかく、閑適をこのみ
て、常に朝參などもせられざりけり。そのころ、大納言伴善雄とい
ふ人寵ありて、大臣を望むこゝろぞしなんありける。時に三公關
なかりき太政大臣良房左大臣良相、信の左大臣とうしなひて、その關にのぞみ任
せんともひはかり、まづ應天門を焼かむ。左大臣世をみたらんと
するくはだてなりと譏奏せり。天皇にどろきたまひて、糺明にた
よばせ。右大臣にめと仰せて、すぐに誅せらるべきになりぬ。太政

帝をたてたてまつりき、霍光が大功とこそしるしつたへえべる
 めれ。この大臣まさしき外戚の臣にて、政をもつばらにせられし
 よ。天下のため、大義をたもひてきたためになはれける、いとめて
 たし。されば一家にも、人こそおほくきこひしめど、攝政關白は、こ
 の大臣のすゑのみぞ、たひせぬ事になりける。さままく大臣大
 將にのぼる、藤原の人も、みなこの大臣の苗裔なり。積善の餘慶な
 りとこそおぼははべれ。天皇、天下をともめたまふこと八年にて
 しりぞげられ、八十一歳までたえし。一
 第五十八代、第三十一世、光孝天皇、諱を時康、小松の帝とも申せり
 仁明第二の子、御母は贈皇太后藤原澤子、贈太政大臣繼繩のむす
 めなり。陽成しりぞげられたまひし時、攝政照宣公、もろくの皇
 子と相し申されけり。この天皇、一品式部卿兼常陸太守ときこひ

○昭宣公は基經公をす

○踐祚とは古へは即位
 と別なし中世以後崩じ
 ましませしに嗣君先づ位
 をつぎ給ふをせんぞと
 申し後に更に其正式の
 大禮を行はせらるるべ
 そくいと申すこととな
 れり

○その子は長子の時平
 をいふ
 ○芹川の行幸類聚國史
 に延暦十五年正月甲辰
 遊園于芹川野と見ゆ仁
 明天皇承和の頃までは
 慶行幸ありしかその
 後凡五十年ばかりは
 たりしをこの御代の仁
 和二年に至りては山
 越二年に山越國紀
 伊弉波の事あり

し、御年たかくて小松の宮にまゝしりけるに、いかにまうて
 見たまひければ、人主の器量、餘の皇子だちにすぐれましけるに
 よりて、即儀衛ととゝのへて迎ひ申されけり。本位の服を着しな
 ら、駕輿に駕して大内に入らせたまひにき。今年甲辰のとしな
 り。乙巳に改元、踐祚のはじめ、攝政をあらためて關白とせり。これ
 我朝の關白のはじめなり。漢の霍光攝政たりし、宣帝のとき政
 とをへしてとりぞきけるを、万機の政、なほ光に關白しめよとあ
 りし、その名をとりとまづつけられにけり。この天皇、昭宣公のさ
 だめによりて立たまひしめば、御ことろをいふも、いふよりしにや。
 その子を殿上にめして元服せしめ、御みづから位記をあそばし
 て、正五位下にあしたまひけりとぞ。久しくたひにける芹川の御
 幸などありて、ふるきまことぞれとぞよ、こと聞ひき。天下をとも

めしむること三年、五十歳おましくき。大かた天皇の世つぎを
 するせるふみ、むのしよりいかにいたるまで家々にあまたあり。
 おくしむし、いづるもあらにめしむしおらぬことなれど、神代よ
 り繼体正統のたのはせたまはぬ一はしを申さんむためなり。我
 國は神國なれば、天照大神の御いからひにまひせたるにや。され
 どその中に御あやまりあれば、曆數もひをしおらぬ。またつひに
 は正路におへれど、一旦もきつませたまふためしもあり。これは
 みなみづからなさせたまふ科なり。冥助のむなしきにはあらず。
 佛も教生をみちびきつくし、神も万姓をすなほならしめんこと
 をしたまへど、教生の果報をなくしうくるところの性おなじ
 ならず。十善の戒方にて天子といなりたまへども代々の御行迹
 善惡またまちくなり。おれば本を本として正におへり、元を

はじめとして邪をすてられんことぞ、祖神の御こゝろにはおな
 はせたまふべき。神武より景行まで十二代は、御子孫そのまよ
 つおせたまへり。うたおはしおらず。日本武尊世を早くしまし
 によりて、御弟成務へたよりたまひしおど、日本武の御子にて、仲
 哀つたつましくぬ。仲哀應神の御後に、仁徳つたつたまへり
 し。武烈惡王にて、日嗣たえましくぬ。時、應神五世の御孫にて、
 繼体天皇えらばれ立たまひき。これなんめづらしきたためえに
 へる。されど二つをならべてあらそふ時にこそ、傍止のうたおひ
 もあれ、群臣皇胤をきことをうれつて、よとめ出たてまつりしう
 へに、その御身賢にして天の命をうけ、ひとののぞみにかなひま
 しくければ、とむくのうたおひあるべからず。そのよも相續て
 天智天武御兄弟立たまひしに、大友の皇子の亂により、天武の御

○三内は國體、治た、光孝より後、上、天皇、ま

なびれひきしくつたへられしに、稱徳女帝にて御嗣もなし。また政もみだりおはしくきこぬしおばたしおなる御譲もなくてたぬにき。光仁またおたはらよりぬらばれて立たまひき。これなんまた繼体天皇の御事に似たまへる。然れども天智は正統にてましくき。第一の御子大友こそ、あやまりて天下を得たまはざりしおど、第二の皇子にて施基の御子御おなし、その御子なれば、この天皇の立たまへること、正理におへるとぞ申しつたふべき。今の光孝、また昭宣公のぬらびにて立たまふといへども、仁明の太子文徳の御なびれなりしおど、陽成惡王にてしりぞけられたまひおに、仁明第二の御子にてまおの賢才諸親王にすぐれましくければ、うたひひなき天命とこと見ぬはんべれ。かやうにおたはらよりいごたまふ事、これまよと三代なり。人のなせること

○上は帝王云々は光孝天皇より後、上、天皇、ま

はこころぬたてまつるまじきなり。とくに記しはべることわりぞ、よくおきまへらるべきものおな、光孝より上つたハ一向上古なり。よろづの例をぬんがふるも、仁和より下つたをぞ申すめる。いにしてすらなほふる理りにて、天位を嗣たまひき。ましてすゑの世には、まよしき御ゆづりならては、たもたせたまふまじきことよ、こころぬたてまつるべきなり。この御代より、藤氏の攝籙の家も他流にうつらず。昭宣公苗裔のみぞ、たゞしくつたへられたる。上は光孝の御子孫、天照大神の正統とぞたまり。下は照宣公の子孫、天兒屋命の嫡流となりたまへり。二神の御ちかひたがは、おぼして、上ハ帝王三十九代、下は攝關四十余人、四百七十余年にもなりぬる也。

第五十九代、第三十二世、宇多天皇、諱は定省、光孝第三の御子、皇

○我道の大碑 異本實
我大明神を作る

太后班子の女王仲野親王親王のむすめなり。元慶元慶のころ、孫王に
て源氏の姓をたまはらせしむしき。そののみつねに鷹狩をこ
のませたまひけるに、あるとき加茂の大神あらはれて、皇位につ
かせたまふべきよしをしめし申されけり。踐祚踐祚のよち、かの社の
臨時の祭りをはじめられしは、大神の申うけたまひけるゆゑと
ぞ。仁和三年丁未の秋、光孝御病ひありしに御兄の御子たちをた
きてゆづりとうけたまひき。まづ親王として、皇太子にたち、即受
禪同年の冬即位、中一とせありて己酉に改元、踐祚のはじめより
太政大臣基經基經また關白關白せらる。この關白薨じてのちハ、まばらく
その人なし。天下をさめたまふこと十年、位を太子にゆづりて
太上天皇と申せり。中一年ばかりありて出家せさせたまひぬ。御
年三十三にや。わがきよりの御ことろさしありきとがねほせた

まひける、弘法大師四代の弟子、益信を御師にて、東寺にして灌頂
させたまひぬ。また智證大師の弟子増命増命僧正僧正、比叡山に
てうけさせたまへり。弘法の流れむねとせさせたまひければ、そ
の御法流とていまにたぬす。仁和寺につたへて、つるこれなり。に
よと弘法の流に、廣澤廣澤、小野小野、ふたつあり。廣澤は法皇の御弟
子寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正寛朝、寛朝寛朝、廣澤にすまれしか
ば、かのなむれといへり。そのよち代々の御室相つたへて、たゞ人
ハあひまじはらず法流をわづらひて師をなるといふことハ、
因縁ありしれども御室は代々親王なり。小野の流れハ益信の相
弟子に聖賢僧正とて、智法無双の人ありき。大師嫡流と稱するこ
とあるにや。しかれど年戒にとられけるゆゑに、法皇御灌頂の
時は有縁につらなりて、嘆徳といふこととせとめられたりき。延
喜の護持僧にて、ことに崇重崇重したまひき。その弟子觀賢僧正も、相

つぎて護持申し、おなじく崇重ありき。綱中の法務を東寺の一阿闍梨に付られしもの時よりとじまる。正の住持といつれる東寺の一の長者なり。隆寺なるはみな権法務なり。また仁和寺の御室の法務にて綱所を言。任百後白河院以來のこと。この僧正は高野にまうて、大師入定の幅をひらき、御髪を剃り、法服などをきせかへ申し、人なり。その弟子淳祐石山の内相伴なひければ、遂に見たてまつらず。師の僧正その手をとりにて、御身よふれしめけりとぞ。淳祐罪障のいたりをなげきて卑下のころありければ、弟子元果僧都に延命院許可ばかりにて授職せよとす。敕定によりて、法皇の御弟子寛空にあひて、授職灌頂ととぐ。かの元果の弟子仁海僧正、また知法の人なりき。小野といふところよすまれば、小野のなめれといひき。しめれば法皇は、両流の法主にまします也。王位をまつて釋門に入ことは、その例おほし。かく法流の正統となり、しめし御子孫繼体したま

○國體は帝位を去せられ、國を護らるるに、つぎては、國に申ししなり受けらるるに、つぎて受禪と申すに傳れり。

いふありがたきためしにや。いまの世までもかこりしことと、延喜天曆と申しならせられたれど、この御世こそ上代によれば、無爲の御政なりけんとおしをせられはべる。菅氏の才名によりて、大納言大將まで登用したまひえも、この御時なり。また讓國の時まよぐとてへ申されし、寛平の御誠とて、君臣あふきて見たてまつることもあり。むかしもろこしにも、天下の明德虞舜よりはじまると見えたり。唐堯のもちぬたまひしによりて、舜の徳もあらはれ、天下の道もあきらかになりけりとぞ。二代の明德をもちて、このことおほきはかりたてまつるべし。御壽もながくて朱雀院の御代にがかくれたまひける。七十六歳おまよぐき。第六十代第三十三世醍醐天皇、諱は敦仁、宇多第一の子、御母は贈皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女也。丁巳の年即位、戊午に改

元大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人上皇の敕をうけて輔佐し申されき。のちに左右の大臣に任せて、ともに万機を内覽せられけりとぞ。御門御年十四にて位につきたまひき。とまなくまましくしかど、聰明叡哲にきこれたまひき。兩大臣天の下の政をせられしが、右相は年もたけ才もあましく、天下の望むところなり。左相は譜代の器なりければ、すてられがたし。あるとき上皇の御在所朱雀院に行幸、猶右相にまかせらるべまといひきだめありて、すてにめしおほせたまひけるぞ。右相かたくのがれ申されてやみぬ。そのこと世にもれにけるにや。左相いさをほりぞふくみ、さまぐくの讒をまうけて、つひにかたぶけたてまつりしことこそあましくけれ、この君の御一失と申つたへ侍りし。但し菅氏權化の御事なれば、末世のためにやありけん。はかりが

○譜代とは代々系圖正しくして官位の大朝みだれす功績あるをいふ

○終に領け奉りしこと云々 延喜元年正月廿五日道鏡を太皇太后に下して筑前に左遷せしめたるをいふ

○善相公清行は三善清行をいふ、善相公は稱號なり

た。善相公清行朝臣ハ、このこといまだききとらざりしに、おねてととりて、菅氏に災をのがれたまふべきよしを申けれど、さたなくてこのこと出来にき。とさきにも申侍りし。我國には幼主の立たまふこと、むむしはなかりしことなり。貞觀元慶の二代はじめて幼にて立たまひしは、忠仁公昭宣公攝政にて、天下をささめらる。この君が十四にてうけつきたまひて、攝政もなくて、御みづから政をしらせましくけり。なほ御幼年のゆゑにや。左相もまよはせたまひけん。聖も賢も一失いあるべきにこそ。そのおもむき經書に見たり。曾子云、我日三省吾躬といひ。季文子は三思ともいひ、聖徳のほまれましまさんにつけても、いよくつよしみますべきとなり。むむし應神天皇も讒を聞せたまひて、武内大臣を誅せられんとしき。かれ、いよこのがれてあきらめられ

○程なく神とあらはれ
て三々延喜五年味酒
安行が太宰府の安樂寺
に社殿を建てて天満大
自在天神と稱へらる
○道真公につきて種有
なるはたし大鏡榮花物
語に見たり一本いはれ
しに作る一本いはれ
の絶えたるをいふは子孫
本に後を命に作るは非
なり
○同心ゆける類
光、藤原定國、同管領等
なり、此等皆神罰を蒙
りて亡せたり

たり。このたびのこと凡慮におよびたきほどなく神とあらは
れて、今にいたるまで靈驗無双なり。末世の益をほどこそんため
にや、讒をいれし大臣ハ後なくなりぬ。同心ありけるたぐひも
みな神罰をかふむりにき。この君をさしく世をたもたせたまひ
て徳政をこのみれたまはせたまふこと、上代にこひたり。天下泰
平民間安穩にて本朝仁徳のふかき跡にもなぞらへ、異域堯舜の
かしこき道にもたぐへ申しき。延喜七年丁卯のとしもろこしの
唐ほろびて、梁といふ國にうつりにけり。うちつゞき後唐、晋、漢、
周となんいふ五代ありき。この天皇天下をさめたまふこと三
十三年、四十四歳おましくしき。

第六十一代、朱雀天皇、諱ハ寬明、醍醐十一の子、御母皇太后藤原の
穩子、關白太政大臣基經の女なり。御兄保明の太子と申す。早世その

○御子慶頼の太子も、うちつゞきめくれましくじがば、保明一腹

の御弟にたまたまひき。庚寅のとし即位、辛卯に改元、外舅左大
臣忠平昭宣公の二男攝政せらる。寬平に昭宣公薨じてのちには、延喜
御一代まで攝關なかりき。この君また幼主にてたまたまふによ
りて、故事にまかせて方機を攝行せられけるにこそ。この御時平
の將門といふ者あり、上總介高望が孫なり。高望ハ高皇の親王の孫、平の姓をた
まはる。桓武四代の御苗なりとぞ。
執政の家につもうまつりけるも、使の宣旨をのぞみ申けり。不許
なるよよりいきとほりとなし、東國に下向して叛逆をおこして
けり。先、伯父常陸の國の大椽國香をせめしめば、國香自殺しぬ。こ
れより坂東をおしなひかし、下總の國相馬郡に居所をしめ、都と
名づけみづから平親王と稱し、官爵をなしたへけり。これによ
りて天下騷動せり。參議民部卿兼志右衛門督藤原忠文朝臣を、征

○承平五年二月、これは
あやまれり將門の謀反
を返し、天慶二年十
一月のことにあられ

東大將軍とし、源經基清和の御末六孫王といふ、藤原仲舒忠文のを副將軍とし
て差つゝいさむ。平貞盛同前の子なり、藤原秀郷等いさむと一つにして將門
をほろぼして、その首をたてまつりしむば、諸將は道よりいへり
まゐりにき將門は承平五年二月に事をあこし、天慶三年二月に滅びぬ、その間六年に神たりり、藤原の純友といふもの、かの
將門に同意して、西國にて叛亂せしむば、少將小野好古をつかは
して追討せらる天慶四年に純友はこゝろさる、かくて天下しづまりき。延喜の御代とし
も安寧なりしに、いつしかこのみだれ出來る、天皇もただやかに
ましまさざりけり。また貞信公の執政なりしかば、政のたゞふことを
べらじ、時の災難にこそとぞにほえはづる。天皇御子まじしかみす。
一腹の御弟太宰の帥の親王を、太弟にたて、天位をゆづりて尊
号あり。後に出家せさせたまひぬ。天下を治め給ふ事十六年三十
歳たか。

第六十二代、第三十四世、村上天皇、諱は成明、醍醐十四の子、朱雀
同母の御弟なり。丙午のとし即位、丁未に改元、兄弟あひゆづらせ
たまひしかば、まめやめなる禪讓の禮儀ありき。この天皇賢明の
御ほまれ、先皇の跡をつぎ申させたまひければ、天下安寧なるこ
とも、延喜延長のむかしにことならず。文筆諸藝をこのみたまふ
こともかばりまゝなりけり。よろづのためしには、延喜天曆の二
代とぞ申侍る。よろここのむかしこそ明王と、二三代つたはるはま
れなりき。周には文武成康、文王は正位、漢には文景などぞ。ありがたき
まことに申ける。光孝かたはらよりえらばれたちたまひしに、うち
つゞき明王のつたへたまひし。わが國の中興すべきゆゑにこそ
はんべりけめ。また繼体も唯此一流にのみがさだまりぬるすゑ
つきた天徳年中にや、はじめて内裡に炎上ありて、内侍所もやけ

○御記は天曆御記の
とてこの書は村上天
皇の御記なり
○南殿の東に承明門
にして南面に承明門
の内あり拾芥抄に谷
の南殿といふ九國四
の庶ありとぞ

よし、神鏡は灰の中よりぞ出したてまつる。圓規損ずることな
くして、分明にあらはれいでたまひぬ。見たてまつるひと、驚感せ
ずといふことなしとぞ。御記に見えはべる。この時に神鏡の南殿
の櫻よみいらせたまひけるぞ。小野宮實頼の大臣、袖にうけられ
たりと申すことあれど、ひびことをなんいひつたへはべるなり。
應和元年辛酉のとし、もろこしの後周ほろびて、宋の代にきたま
る。唐の後五代五十五年のあいだ、その國大よみだれて、五姓うつ
りひりて、國の主たり、五季とぞいひける。宋の代よ賢王うちつ
てきて、二百二十余年までたもてりき。この天皇、天下をささめた
まふこと二十一年、四十二歳たましくいき。御子おほくましく
し中に、冷泉圓融は天位につきたまひしめば、申すにたよばせ親
王の中よ具平親王六條の宮と申す、中書卿に在りたまひける。前代兼明親王の御子と申す。賢才文藝の

○清涼殿は拾芥抄に中
殿といふまは御記に
ふと四國なりと載
秘抄に清涼殿は常にか
たらせ給ふ殿なりとぞ
ありける

○源氏といふ事は云々
嵯峨天皇の弘仁五年五
月天皇の女に御記に
親王の姓をたすまふに
源氏とて第一の源
氏とすこれにそのは
もせりける

た、代々に御あをとよくあひつき申たまひけり。一條の御代によ
ろづむかしとれこし、人ぞもあましくければ、この親王昇殿
したまひし日、清涼殿にて作文ありしに、中殿の作文をいふこと所賞是賢
才といふ題とぞいふことあり。この親王のたまめなりとぞ。
たよる諸道にあきならむに、佛法の方までくらしめりけることぞ。
むかしより源氏にほりしめども、この御すゑのみぞ今にいた
るまで、大臣以上よいたりて相つきはむべし。源氏といふことは
嵯峨の御門のついでとればしめして、皇子皇孫に姓をたまひて、
人臣となしたまひき。すなはち御子のあまた源氏の姓をたまは
る。桓武の御子葛原の親王の男高棟、平の姓をたまはり、平城の御
子阿保親王の男行平、業平等在原の姓をたまはることとぞ。この後
のことなれば、これいたまへの義なり。弘仁以後代々の御後い、

○宣旨云々任官の敷を
直に頭下するを宣旨と
口宣とし頭下を宣旨と
卿に傳ふるを口宣と上
記に下知するを宣旨と
記に下知するを宣旨と
出するを宣旨と宣旨と
出するを宣旨と宣旨と
出するを宣旨と宣旨と
出するを宣旨と宣旨と

みな源の姓をたまひしなり。親王の宣旨をかうふるひとは、才不才によらば、國々に封戸など立られて世のついえなりしかば人臣にすらぬ官へし學びして朝要にいなひ、器にしたがひ昇殿すべき御れきてなるべし。姓を賜はる人は直に四位に叙せり。皇子皇孫のこと當君のは三位なるべしといへり。かかれその例されたり、嵯峨の御子大納言定まり、當君の三位に叙せしかば、是も當代にあらすあくて代々のあいだ、姓をたまひし人百十余人もやありけん。然れど他流の源氏、大臣以上にいたりて、二代と相續する人のいままてきこえぬこそ、いかなるゆゑならんをばつかなけれ。嵯峨の御子、姓をたまへる人二十一人、この中大臣にのぼる人、常の左大臣兼大將、信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に姓をたまはる人十三人、大臣にのぼる人多の右大臣、光の右大臣兼大將、文徳の御子、姓をたまはる人十二人、大臣にのぼる人、能有の右大臣兼大將、清和の御

子に姓をたまへる人十四人、大臣にのぼる人、十世の御とある實朝の右大臣兼大將、これは貞白の孫なり、陽成の御子に姓を給はる人三人、光孝の御子に姓をたははる人十五人、宇多の御孫に姓をたまひりて大臣にのぼる人、雅信の左大臣、重信の左大臣親王の男なり、醍醐の御子に姓をたまへる人二十人、大臣にのぼる人、高明の左大臣兼大將、兼明の左大臣後に親王なり、中務卿に任ず、前の中將これなりこの後は皇子の姓をたまへることばたはにけり。皇孫にはあまたあり。任大臣を本とするすによりて、ことごとく載ず。ちかくは後三條の御孫、有仁の左大臣兼大將、補仁の親王の男なり、二世の源氏にて大臣にのぼれり、かやうにたまへく大臣にいたりても、いづれか二代とあひつげり。ほとむと納言以上にてつたはれるだにまれなり。雅信の大臣のすゑぞ、たのづから納言までものぼりてのこりたる。高明の大臣の後、四代大納言にてあ

りしも、いやくたえにき、いひにもゆあることとれはひたり、
皇胤の貴種よりいひてぬる人、蔭たのみいと才などもなく、あま
と一人にぞどり、慢ぜりこころもあるべきにや、人臣の禮にたが
ふことありぬべし。寛平の御記に、そのはし見ははりしなり。の
ちをよよくいんがみさせたまひけるにこそ。皇胤はまことに他
にこそあるべきことなれど、わが國は神代よりのちのひよて、君
は天照大神の御すも、國をたもち、臣は天兒屋の御なむれ、君をた
すげたまつるべき器となれり。源氏はあらたにいでたる人臣
なり。徳もなく功もなく、高官にのぼりて人にぞこらば二神の御
ともめありぬべきことぞ、中々上古には、皇子皇孫にほくて、
諸國にも封せられ、將相にも任せられき。崇神天皇十年にはじめ
て四人の將軍を任じて、四道へつゝはせられしも、みなこれ皇族な

り、景行天皇五十一年、はじめて棟梁の臣をたきて、武内宿禰に任
ず。成務天皇三年に大臣とせり我朝大臣これにはじまる。六代の朝につひて執政
たり。この大臣も孝元の曾孫なるとき。然れど大織冠氏とさかやめ
し、忠仁公政を攝せられしより、専ら輔佐の器とて、たぢかへり
神代の幽契のまゝになりぬるにや。閑院の大臣冬嗣、氏のれとる
へたることをなげきて、善をつみ功をいさね、神にいのり佛に歸
せられける。そのしるしも相くはよりはべりけんがし、この親王
ぞまことに才もたかく徳もればしけるにや。その子師房姓をた
まはりて、人臣に列せられし才藝いにしへにはちぎ、名望世にき
こひあり。十七歳にて納言に任じ、數十年の間朝廷の故實を練し
大臣大將にのぼりて、懸車の齡までつゝつらら。親王の女祇
子の女王は、宇治の關白の室なり、よりにこの大臣とばひの關白

○この親王は親平親王
を指せり

○懸車の齡は八十歳を
いふ

宇治の關白は藤原
通なり

○御堂は藤原道長より

○一確 一本一統に作

の子にしたまひて、藤氏にのこらざり、春日の社にもまゐりつゝおふ
まつられけりとぞ。またやめて御堂の息女に相嫁せられしおば
子孫もみなおのの外孫なり。このゆゑに御堂宇治をば、遠祖のごと
くよれもつり。それよりこのかた、和漢の稽古をむねとし、報國の
忠節をさきとする。誠めあるによりてや、この一流のみ絶すして、
十余代にたよべり。その中にも行迹うたがはしく、貞節おろそか
なるたぐひは、れのつゝおられとろつて跡なきもあり。向後といふ
ともつゝしみたもひたまふべきことなり。たほめた天皇の御事
をさるしたてまつる中に、藤原のたこりは、所々に申はべりぬ。源
のなごれもひさしくなりぬるうへに、正路をふむべき一はしど
ころなきして、しるしをふるあり。君も村上の御ながれ一とほり
にて、十七代にならしめたまひき。下もこのすゑの源氏こそあひ

つぎつたはりはべりけれ。たゞこの君の徳が、すぐれ給ひけるに、
に、餘慶あるおとがふき申ハべれ。

第六十三代、冷泉院、諱は憲平、村上第二の御子、御母は中宮藤原の

安子、右大臣師輔の女なり。建保四年丁卯の年即位、安和元年戊辰に改元。此天皇刑

氣ははしましければ、即位の時、大極殿に出たまふことも、たやす

めらまじりけるにや、紫宸殿にてその禮ありき。二年ばかりし

て讓國、六十三歳おはしましき。この御門より天皇の号を申さず。

また宇多よりのもの謚をたてまつらす。遺詔ありて、國忌山陵をた

ひれざることは、君父のかしこき道なれど、尊号をとぐめらるゝ

ことは、臣子の義にあらず。神武以來の御号も、みな後代のさだめ

なり。持統元明よりこのかた、遜位あるひは出家の君も、謚をたて

まつる。天皇とのみこそ申すめれ。中古の先賢の義なれども、こゝ

○神武より以來の御號
は漢の證をいふ御
宗は恒武天皇の御代
海三師が勳を尊して
ばれしとぞ

ろを得ぬ事に侍るなり。

第六十四代第三十五世、安和二年圓融院、諱は守平、村上第五の御子、冷泉

院同母の弟なり。天祿元年己巳年即位、庚午改元、天下を治めたまふこと十

五年、神護尊号つねのごとし。翌年のほどにや御出家、永延のころ

寛平の例をたひひて、東寺にて灌頂せさせたまひぬ。御師はずなは

も寛平の御孫、弟子寛朝僧正なり。三十三歳おましくき。

第六十五代、花山院、諱は師貞、冷泉第一の御子、御母は皇后藤原の

懷子、攝政太政大臣伊尹のむすめなり。水鏡二年甲申の年即位、乙酉に改元

天下をとさめたまふこと二年ありて、よはかに發心して、花山寺

にて出家したまひき。弘徽殿の女御光の女ありて、悲歎ましくけ

るとりとえて、粟田の關白道兼の大臣、いまだ藏人の辨ときこえ

しころ、そののかし申てけるとぞ。山々をめぐりて修行せさせま

りし、のちは都にのりてすませたまひけり。これも御邪氣あ

りとぞ申ける。四十一歳おましくき。

○皇后 一宮皇后に作る
○弘徽殿の女御は懷子なり

第六十六代第三十六世、一條院、諱は懷仁、圓融第一の子、御母は

皇后藤原の詮子、後には東三條院と申す攝政太政大臣兼家のむすめなり。花

山院の帝、神器をすて、宮を出たまひしかば、太子の外祖にて兼

家の右大臣おはせしが、内にまゐり諸門をかためて、讓位の義を

おこなはれき。新皇をとさなましくししかば、攝政の義ふるきが

ごとし。永延元年丙戌の年即位、丁亥に改元、そのうち攝政病により嫡子内

大臣道隆にゆづりて出家、猶准三宮の宣をかうふらる。攝政の人の出家のは

る出家の人なりしかば、入道とせん申ける、ようて源のこの道隆をじめて大臣を辭し

て、前官にて關白せられき。前官の攝政も、病ありて、その子内大臣伊周

しばらく相おはりて内覽せられしが、相續して關白たるべきよ

○通三宮は太皇太后宮
皇太后宮、皇后宮に准
せらるるをいふ

し、のちは都にのりてすませたまひけり。これも御邪氣あ
りとぞ申ける。四十一歳おましくき。

○東三條の大臣は兼家なり

○上達部は三位以上の人を指しては、諸道の家々は組序明

しと存せられけるに、道隆のくれて、やめて弟右大臣道兼なられぬ。七日といひしに、あつなうせられにき。その弟に道長大納言よておはせしむ、内覽の宣をかうふりて、右大臣までいたられしむ。延喜天曆のむかしをたほしめしけるにや、關白はやめられにき。三條の御時にや關白して、後一條の御世のはじめ外祖にて攝政せらる。兄弟おほくたはせしに、この大臣のながれひとつに攝政關白したまふをむし。むかしもいひなすゆゑに、昭宣公の三男にて貞信公といしんむの二男にて、師輔の大臣なられ師輔の三男にて東三條の大臣、東三條の三男にて道隆の三男かきと三男を三男と記すこの大臣みな父の立たる嫡子ならで、自然に家をつがれたり。祖神のほめられたまひつる道にこそはべりけめいづれも弟にこれて家ありしを申す、このおれはこの御代には、上達部諸道の家々、顯密

の借まで、すぐれたる人おほかりき。されば御門も、われ人をえたることは、延喜天曆にまされりとぞ。自歎させたまひける。天下をさめめたまふこと二十五年、御病のほどに讓位ありて、出家せさせたまひぬ。三十三歳にましくき。

第六十七代、三條院諱は居貞、冷泉第二の子、御母は皇太后藤原の超子、これも攝政兼家のむすめなり。花山院世とのおれたまひしむは、太子にたまたまひしが、御邪氣のゆゑにや、そりく御目のくらくなはしけるとぞ。辛酉の年即位壬子に改元、天下を治めたまふこと五年、尊号ありき。四十二歳におましくき。

第六十八代、後一條院諱は敦成、一條第二の子、御母は皇后藤原の彰子のち上東攝政道長の大臣のむすめなり。丙辰のとし即位、丁巳に改元、外祖道長の大臣攝政せられしむ。のちに攝政をば嫡子頼

通の内大臣に罷せしにゆづり、なほ太政大臣にて、天皇御元服の日、加冠理髮父子ならびて勤仕せられしこそ、めづらしくはべりしが。冷泉圓融の兩流、いはるゝしらせたまふしに三條院がくられたまひて後、御子の敦明の御子、太子にぬたまひし、心とのがれて院号かうふりて、小一條院と申しき。これより冷泉の御ながれたえにけり。冷泉は兄にて、御すゑも正統とこそ申すべかりしに、むかし天曆の御時、元方の民部卿れむすめの御息所の、一のみこ廣平親王とうみ奉る。九條殿の女御まあり給ひて、第二の皇子冷泉にまいできたまひしころより、惡靈になりて、このみこも邪氣になやまされましき。花山院俄に世どのがれ、三條院の御目のくらく、此東宮のまく身づからしりぞき給ひぬるも、怨靈のゆゑなりとぞ、圓融も一服の御弟におとしませど、これまではなやまし

○御所は更張願風時
經たり

○この東宮は二條院
なり

申さぐりけるも、しがるべき繼躰の御運ましくけり。にこそ、東宮しりぞきたまひしは、此天皇同母の御弟、敦良親王たちたまひき。天皇も御子なくて、かの東宮の御末に、繼躰せさせたまひける。天下を治めたまふこと二十年、二十九歳にましくき。

第六十九代、第三十七世、後朱雀院、諱は敦良、後一條同母の弟なり

長元九年

丙子の年即位、丁丑に改元、天皇賢明にましくけるとぞ、されど

其ころ執柄權をほしきまゝにせられしは、御政の跡きとえど無念なる事にや。長久のころ内裏に火ありて神鏡やけたまひき。猶靈光を現したまひければ、其灰をあつめて安置せられき。天下を治めたまふこと九年、三十七歳にましくき。

第七十代、後冷泉院、諱は親仁、後朱雀第一の御子。御母は贈皇太后

藤原の嬉子本は攝政道長本はの大臣第三の女なり。乙酉の年即位、丙戌

○内裏焼亡神鏡現光事
帝王崩年記曰長久元年
九月十日鳥居京極殿燒
亡神鏡爲天鏡云々

○貞任宗任は阿部の類
時の子なり奈族のきこ
に陸奥に居たりきと
頼朝は陸奥の子なり
の孫頼朝の子なり
十二年ありて云々
三月、伊豫守源頼朝
全經十一箇年、來云々
とあり

○昔もかゝるためし侍
りき。欽明天皇の體
天皇の嫡子にて母の手
白香皇女は仁賢天皇の
女なれば、體天皇には
仁賢天皇は孫に當り
れるをいふなり。後三條
天皇は、後朱雀の子に
て、母の袖子内親王は三
條天皇の子にて、後
朱雀の子にたり

に改元、此御代の末つがた、世の中やすからず聞ひき。陸奥の貞任
宗任などいひし者、國をみださずければ、源頼義に仰て追討せらる。
頼朝陸奥の守に任じ、鎮守府の將軍を兼ね、かの家領守將
軍に任ずるは、しむなり。曾祖父經基は征東副將軍たり。十二年ありてなんしづめ侍りけ
る。此君の御子ましまさざりしうへ、後朱雀の遺詔にて、後三條東
宮に居たまへりしおば、繼躰はあねてよりさだまりけるにこそ。
天下を治め給ふ事二十三年、四十四歳たましき。

第七十一代。三十八世。後三條院、諱は尊仁、後朱雀第二の子、御母
は中宮禎子内親王陽明門院、三條院の皇女なり。朱雀の御素意にて、大
弟に立たまひき。また三條の御末をうけたまへり。むかしもか
ゝるためし侍りき。兩流の内外にうけたまひて、繼躰の主となり
ましき。戊申治暦四年のとし即位己酉延久元年に改元。この天皇東宮にて久ま
くおはしましければ、しづかに和漢の文顯密のましへまでよく

○記述所とは莊園の券
を記述せられし官新立
の莊園を券す。莊園券
券の分明ならず及妨げ
あるは停めらる。後には
給地の訴訟の裁判をも
兼の上卿、辨、四國、寄
人の職ありたり

らからず知らせたまひぬ。詩歌の御製も、あまた人の口にはべら
めり。後冷泉のすゑさま、世の中あれて、民間のうれへありき。四月
より位よ居たまひしおば、いまだ秋のをとめにもおよばぬよ、世
の中のなほりにける。有徳の君にてましきけるこそ申つたへ
ばべる。いじめて記録所といふ所をわかれて、國々のおとろへた
ることとをなほされき。延喜天曆よりこなたに、まことにかとこ
き御事なりけんかし。天下をととめたまふこと四年、太子にゆづ
りて尊号あり。のちに出家せさせたまひぬ。この御時より、執柄
の權おさへられて、君の御みづから政をしらせたまふことにか
へりはべりにし。されどそのころまでも、護國の後院中にて政務
ありとは見えざ。四十歳たましき。

第七十二代。第三十九世。白河院、諱は貞仁、後三條第一の子、御母

○院宣廳の御下文
宣は上皇の宣旨をいふ
院宣の御下に上皇の
政務を執り行ふとて
なり

大臣、關白せられしが、ことのほかにその權もなればしき。ま
てこの御代には、院にて政をさかされたまはば、執柄はたゞ職に
そなはりたるばかりになりぬ。されどこれよりまた、ふるきすが
たは一變するにやはべりけん。執政世を行なはれしごと、宣旨官
符にこそ天下の事は施行せられしに、この御時より、院宣廳の
下文をおもくせられしによりて、在位の君また位にそなはりた
まへるばかりなり。世のすゑになれるすがたなるべきにや。また
城南の鳥羽といふ所に離宮を立て、土木の大なるいとなみあり
き。むかしはたり位の君は朱雀院にましましき。これを後院とい
へり。また冷泉院にも然の字火事のはかりあり
り工泉の字にあらむおはしけるに、かの所々には
すませたまはず。白河より後には、鳥羽殿をもちて上皇御座の本
所とはさだめられにけり。御子堀河の御門、御孫鳥羽の御門、御曾

孫崇徳の御在位まで、四十余年在位して十四年、
中にて四十二年、世をしらせたまひし
れば、院中の禮などいふことも、これよりさきだまりにける。すべ
て御心のまゝに久しくたもたせたまひし御代なり。七十七歳お
ましくき。

第七十三代、第四十世、堀河院、諱は善仁、白河第二の子、御母は中
宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の大臣の猶子なり。丙寅のこ
し即位、丁卯に改元、このみいど、和漢の才ましましけり。ことに管
絃、郢曲、舞樂のいたあきらかにましましき。神樂の曲などは、今の
世まで地下につたへたるもこの御説なり。天下をさきめたまふ
こと二十一年、二十九歳おましくき。

第七十四代、第四十一世、鳥羽院、諱は宗仁、堀河第一の子、御母ハ
贈皇太后藤原茨子、贈太政大臣實季の女なり。丁亥の年即位、戊子

○管子 一本管子に作
る
○郢曲とは今豫風のう
たひものゝ名なり
○神樂の由云々、櫻古事
談に天皇信人助忠より
神樂の歌をうけ給ひて
近方に教へ給ひしと見
ゆは、今その節取の世まで
つたへたりとぞ

されたまひぬ。四十六歳にましくき。

第七十六代、近衛院、諱は躰仁、鳥羽第八の子、御母は皇后藤原の得子（藤原門院）、贈左大臣長實のむすめあり。辛酉（永治元年）の歳即位、壬戌（康治元年）に改元、天下を治めたまふ事十四年、十七歳にて世をばやくましくき。

第七十七代、第四十二世、後白河院、諱は雅仁、鳥羽第四の子、崇徳同母の御弟なり。近衛の鳥羽の上皇鍾愛の御子なり。早世し、ましくぬ。崇徳の御子重仁の親王、つゞせたまふべかりしに、本より御中らひこころよむらやみぬ。上皇おぼしめしわづらひけれど、この御門たゞせたまひぬ。立太子もなくて、すてに居させたまひぬ。今はこの御すゑのみこそ繼躰（継體）したまへば、しむべき天命とぞれば侍る。乙亥（久壽二年）のとし即位、丙子（保元元年）に改元、年号を保元といへり。鳥羽晏駕ありしは、天下をしらせたまひぬ。左大臣頼長と

○同母は藤原門院の子と申し侍るなり

○思實は師實の養子にて師長の實子なり

○本姓源氏とては關左府の名ありけり

○關白次人藤氏長者
藤原抄曰、藤氏長者、關白次人藤氏長者、仍別不及宣下也、但其字治左大臣、藤氏長者、非藤氏長者、實下之例、初於此乎、見むたり、これ關白は兄忠通の官なり、よつてこれにおきて長者とよばれたるなり

きこぬしは、知足院の入道關白忠實の次郎なり。法性寺關白忠通の大臣、この大臣の兄にて、和漢の才たかくて、ひさしく執柄にてつかへられき。この大臣も漢才たかくきこぬしむと、本性あしくおはしけるとぞ。父の愛子にて、よこさまに申し請られければ、關白とばれき。藤氏の長者になり、内覽の宣旨をかうふらる。長者の他人にわたること、攝政關白はじまりてはその例なし。内覽はむるし醍醐の御代のはじめつきた、本院の大臣と管家と政をたすけられし時、あひからびてその号ありきと申めれど、本院も關白にはあらず。その例たぶふにや。兄の大臣は本性にたやかににはしければ、たもむいれぬさまにぞ過されける。近衛の御門がくれたまひしころより、内覽をやめられたりしむ、うらみとふくみ、大方天下をわがまゝにとはかられけるにや。崇徳の上皇

○父の法皇は鳥羽法皇なり保元元年七月二日崩御したまふ

○西山は加藤山をいふ

○大臣は頼長なり、その子と云は兼長、師長、長房、長房等を出せ、長房を土佐へ、長房を伊予へ、長房を安房へ流したることを見ゆ
○武士とも平家弘、源義経、平忠正以下七十餘人なり

○奈良坂の戦は弘仁元年侍従子藤原仲成の戦なり

○藤原の文章博士實業の子なり、空と初め、藤原の道とやめて信四といへり

○大内は保元二年十月の遣使なり

○保元物語に内裏相撲の久しく絶はたる迹をおこし、時管の道なり、にふれて相撲すと云ふ
○委に治りし作、本
○天下を治りし作、本
○三年以下二十七字一本になし

を申す、めて世をみたらる。父の法皇是駕の、ち、七ヶ日ばかりやありけん、忠孝の道かけにけるごとく見ゆたり。法皇もかねて悟らしめたまひしよや。平清盛源の義朝等にめしたほせて、内裏をまもりたてまつるべきよし、敕命ありきとぞ。上皇鳥羽よりいでたまひて、白河の大炊殿といふところにて、すでに兵をまつめられければ、清盛義朝等に勅して、上皇の宮をせめらる。官軍のつにのりしむば、上皇、西山の方におれ、左大臣はながれ矢にあたりて、奈良坂邊までおちゆかれけるよ。ついに客死せられぬ。上皇御出家ありしむと、なほ讃岐にうつされたまひき。大臣の子とも國々へつゝおはざる。武士どもにばく誅にふしぬ。その中に源の爲義ときこぬしは、義朝が父なり。いかなる御ころさしかありけん、上皇の御方にて義朝と各別になりぬ。餘の子どもは父に

属まけるにこそ。軍やおれて爲義も出家となりしと。義朝あづかりて誅せしこと、ためしなきことにはば、嵯峨の御代に奈良坂のたごひありしむは、都に兵革といふことなりしに、これよりみだれをぬるも、時運のくだりぬるすむたとぞおぼへいべる。この君の御乳母の夫にて少納言通憲法師といひしは、藤原の儒門より出たり。宏才博覧の人なりき。されど時にあはずして出家したりしに、この御代にいみじく用ゐられて内には、天下のことなきならはらひ申ける。大内は白河の御代よりひきこく荒廢して、里内裏よのみまじししを謀めくらし國のついにもなくつくりたて、たえにたる公事どもも申おこなひき。すべて京中の道路などもはらひ清めて、むむしにむりたるすがたにぞなりし。天下をまとめたまふと三年、太子にゆづりて例

○五帝の帝の父祖にして
六代安房守御子にして
孫に當らせたまふ

○藤原信賴は大藏少輔
の子にして道隆は世孫
なりき

○藤原信賴は藤原の
子にして道隆は世孫
なりき

○藤原信賴は藤原の
子にして道隆は世孫
なりき

○藤原信賴は藤原の
子にして道隆は世孫
なりき

のごとく尊號ありて、院中にて天下をまらせたまふこと三十餘
年、そのあひだに御出家ありしが、政務ははらまらるる白河鳥羽兩
代のごとし、されどもうちつゞき亂世にあらせたまひしことをあさ
ましけれ。五代の帝の父祖にて、六十六歳おまししくき。

第七十八代、二條院、諱は守仁、後白河の太子、御母は贈皇太后藤原
の懿子、贈太政大臣經實のむすめあり。戊寅の年即位、己卯に改元
年號を平治といふ。右衛門督藤原の信賴といふ人あり。上皇いみ
じく寵ぜさせたまひて、天下のことごとくをまらせらるる。はてな
りにければ、ごころのこころもきざして、近衛の大將をのぞみ申
し、通憲法師いさめ申てやみぬ。その時、源賴朝臣が清盛朝臣
にたさへられて、うらみをもふくめりける。あひかたらひて、叛逆
をたもひくはだてけり。保元の亂には、義朝が功たかく侍りけれ

と、清盛は通憲法師が縁者にありて、ことのはひにめしつゝはる。
通憲法師清盛等ごうしなひて、世をほしきまよにせんごはひ
らひける。清盛態野にまうとける隙をうけひて、先上皇御座の
三條殿よりふところをやき、大内にうつし申し、主上をもちた
はらにたしこめ奉る。通憲法師のおれがたくやありけん。みづか
らうせぬ。その子をもやめて國々へながしつゝはせり。通憲も才
學あり、こころもあつしりけれ。たれが非をしり、未萌のわざ
はひをもせぬ。まよの知分や、けたりけん。信賴も非をばいさめ
申けれ。我子どもは顯職顯官にのぼり、近衛中將などにさへな
し。參議以上にあつるもありき。おきてうせにしひば、これも天意
にたもふところありとらふことばうたがひなし。清盛このこと
をき、道よりのほりぬ。信賴のたらしめける近臣この中に、こ

○尾張の國にてうたれ
内海なる長田が家にて
莊司忠教等に謀殺せら
れしをいふ

るのほりする人々ありて、主上上皇をしのみていたしむけり。
六波羅清盛の家によつし申てけり。すなはち信賴義朝等を追討せらる
ほどなくうちぬ。信賴はとらはれて首をきらる。義朝は東國へこ
よるぞしてのむれしめて、尾張のくにうたれぬ。その首を梟せ
られにき。義朝重代の兵たりしうへ、保元の勳功すてられぬた
はべりしに、父のくびをきらせたりしこと大いなるとぬなり。古
今もきめず、和漢にもためこなし。勳功に申はるともみづから
しりぞくとも、なほ父をすてたすくる道なるべき。名行ひけ
はてにければ、いひてつひにその身をまたくすべき。ほるびぬ
ることは天理なり。ねよそいふこといふ、その身のとおぼゆるこ
とにて朝家の御あやまりなり。よく安あるべかりけるに、そのこ
ころ名臣もあまたありしやや。また通應法師よろづ申たことひ

○石碯 左傳魯公西
年の後 衛人使石碯
澠州呼于澠 石碯使
其妻羊斟澠殺石碯也
陳子曰 石碯純臣也
澠州呼而厚與焉 大義
滅親其是之謂乎とあり

○大理とは檢非違使の
如きものをいふなり

○上皇の御意に云々
百餘抄に永元元年二月
廿日院仲清盛朝臣羅方
檢大納言宗別當惟方
病於疾歿中とあり

しに、なほいさめ申さざりける。大義には滅親といふことあり
るは、石碯といふ人、その子とてころしたることなり。不忠の子とこ
ろきを理りなり。父不忠なりとも、子としてころすといふ道理な
し。孟子にたとへとりていへるに、舜の天子たりし時、その父瞽
叟人をころすことあらむと、時の大理なりし皋陶とらへたらば、
舜はいかゞしたまふべきといふに、舜は位をすて、父を責てぞ
去ましとあり。大賢のをしへなれば、忠孝の道あらはれてれりし
るくはべり。保元平治よりこのかた、天下みだれて武用さかりに、
王位おろくなりぬ。いまだ太平の世にかへらざるは、名行のやぶ
れぞかし、似よれることよが見ぬたる。かくてしばしつづきり
しに、主上上皇御中あしくして、主上の外舅大納言經宗のちたあしかへまれ
て、大臣大時までと、
り御めのと子の別當惟方等、上皇の御意にそむきければ、清盛朝臣

○兄弟左右大將とハ重盛宗盛をさせるなり也
○天下の諸國とは平家の庄園三十余國にまたがり一族の人高位にありもの多りと云
○七年とは平治元年より永萬元年までの間をいふ

よれほせてめしとらへられ、配所につかはさる。これより清盛天下の權をほしきまゝにして、ほどなく太政大臣にあり、その子大臣大將になり、あまたへ兄弟左右の大將にてならべりき。この御門のちのちありき、ついで天下の諸國はなつかばすぐるまで家領となし、官位はなでしるしのせぬ。天下の諸國はなつかばすぐるまで家領となし、官位はねほく一門家僕にふさげたり。王室の權をならになきがごとくなりぬ。この天皇天下を治めたまふこと七年、二十三歳にましく

第七十九代、六條院、諱は順仁、二條の太子、御母は大藏少輔伊岐の兼盛がむすめなり。その品いやしく、贈官、永萬元年乙酉の年即位、丙戌に改元、天下をさめたまふこと三年、上皇世をいらせたまひしは、二條の御門、本よりこゝろよからぬ御ことなりしゆゑにや、いつしか護國のことありき。御元服などもなくて、十三歳にて世をはやくし

ましくき。

○世をはやくしぬ世の中を早く去る事なり即ち早死といはむが如し
○師長は尾張に流されたり

第八十代、第四十三世、高倉院、諱は憲仁、後白河第五の御子、御母は皇后平の滋子、贈左大臣時信の女なり。七安三年戊子のとし即位、己丑に改元、上皇天下を知れたまふこととのごとし。清盛權をもつばらにせしことば、ことさらにこの御代のことなり。其女徳子入内、女御とせり。即ち立后ありき。すゑつかたやうくところぐ、反亂のきこひあり。清盛一家非分のわざ、天意にそむきけるにこそ。嫡子内大臣重盛は、こゝろはひさかしくして、父の悪行などいそめとめげさる。世をはやくとぬ。いよくこれごりときばめ、權をほしきまゝにせり。時の執柄にて、菩提院の關白基房の大臣をせしも、中らひよるしからぬことありて、太宰の權帥にうつして、配流せらる。妙音院の師長の大員も、京中をいたさる。

○島子治承四年五月宇治川の戦破れて失せたり

○死路を申しなだむる人は池の尻なり

○義兵を起し治承四年八月頼朝が兵を伊豆に驅けしむる

そのほかにつみせらるゝ人おほかりき。從三位源頼政といひま
者院の御子以仁の王として、元服はありしむと、親王の宣旨などだ
よなくて、またはらなる官におはせしむすめ申して、國々にあ
る源氏の武士等にあひふれて、平氏をうしなはんとはかりけり。
ことあらはれて、皇子もうしなはれたまひぬ。頼政もほろびぬ。か
れどそれよりみだれそめてけり。義朝朝臣が子頼朝前右兵衛佐藤五郎
の一人たりしが、信賴をこぞおこしける時に任官すとぞ平治の亂に死罪を申さなだむる人ありて、伊豆
の國に配流せられて、たほくの年をおくりしむ。以仁の王の密旨
をうけたまはり、院よりもしのびてたほせつむはす道ありけれ
ば、東國をすゝめて義兵をたこしぬ。清盛いよく悪行あきらまらのみな
しければ主上ふぶくなげむせたまひぬ。俄に遜位すんぎのことありし
も、世といひせしけるゆゑとぞ。天下をどきめたまふこと十

○殿島延喜式に安藝
佐伯郡伊都伎島神社と
あるこれなり
○御心ばへも云々
仕
丁の紅葉を焼きて酒を
飲めしをゆるしたまひ
下地の朝服をぬすまひ
しと感みて蒸され給ひ
し即といふ

○攝津國福原云々
練地に治承四年六月二
日行幸攝津國福原法皇
御院御以尊幸と見えたり

二年、世の中の御いのりにや、平家の取分あがめ申す神なりけれ
ば、安藝の嚴島いづみじまになんまゐらせたまひけり。この御門御こゝろば
いもめてたく、孝行の御こゝろをいふゆゑりき。管絃くわんげんのかたもす
ぐれておはしませしけり。尊號ありて、ほとなく世をやくしたま
ひき。二十一歳にたまたましむ。

第八十一代、安徳天皇、諱は言仁、高倉第一の子、御母は中宮平徳子
建禮門院と申す、太政大臣清盛がむすめなり。庚子治承四年のとし即位、辛丑養和元年に改元、法
皇後白河法皇なほ世をいらせたまひき。平氏をいよくおごりをなし、諸國
はずてにみだれぬ。都をさへうつすべしといひて、攝津國福原と
て、清盛がすむところの有しに、行幸せさせ申しけり。法皇上皇も
ねなじくうつしたてまつる。人のうらみたほろきこひければに
や、さへしたてまつる。いよほどもなく清盛がこれ、次男宗盛その